MINIKOMI

ミニコミ

AUSTRIAN JOURNAL OF JAPANESE STUDIES

【特集】

今こそ民主的な未来

九十

第九十号　【特集】今こそ民主的な未来

［目次］

［論文］ **民主主義への不快感**
Demokratische Malaise
アクセル・ホネット（著）
小林叶（訳）
4

［論文］ **民主的な権威理論に向けて**
Toward a Theory of Democratic Authority
ヴィクトリア・ヒューゲル（著）
小林叶（訳）
11

［論文］ **干渉されずにいること：アイデンティティ・ポリティクスへの批判における消極的自由と社会的自由の混同**
In Ruhe gelassen werden: Das Zusammenspiel von negativer und sozialer Freiheit in der Kritik an Identitätspolitik
カルステン・シューベルト（著）
小林叶（訳）
26

［論文］ **ガヴァメンタリティーの秘密―男性中心主義的なエコノミー概念と再生産の抑圧**
Das Geheimnis der Gouvernementalität: Der maskulinistische Ökonomie-Begriff und die verdrängte Reproduktion
ガブリエル・ミスキッチュ（著）
小林叶（訳）
32

［論文］ **私が計画経済について知っている二、三のこと**
Zwei oder drei Dinge, die ich über die Freie Planwirtschaft weiß
ヤン・グロース（著）
小林叶（訳）
40

［論文］ **山本太郎とれいわ新選組―新自由主義日本のための、愛と、ポピュリズムと、ラディカルなデモクラシ**
Yamamoto Tarō and Reiwa Shinsengumi. Love, Populism, and Radical Democracy for a Neoliberal Japan
アンドレアス・ヒーダー＝ラムサウアー（著）
朴勝俊（訳）
46

第九十号

【特集】 今こそ民主的な未来

DEMOCRATIC FUTURES NOW!

［論文］

民主主義への不快感

Veith Selk　**ファイト・ゼルク**（著）
Kobayashi Kanau　**小林叶**（訳）

民主主義のもたらすメリットについての楽観的な言説が消えたわけではない。しかし、それが義務的で限定的な楽観主義に映ってしまうこともある。民主主義への信念、それは本当にわれわれが思い込んでいるほど深く根付いたものなのだろうか？

民主主義体制の熱心な擁護者でさえ、最近はこのシステムが順調に機能していないと考えているようだ(1)。衰退や危機といった悲観的な診断が下される趨勢にある。その論調は次の通りだ。民主主義体制はその質と量において衰退傾向にあり、反民主主義者によって脅かされつつある。さらに公共問題も解決できずにいるため、次第に社会の中心層からの支持も失いつつある、と。

このような診断は、暗雲のたちこめる世論の中で下された。これは、昨今の一連の危機によるネガティヴな経験や、将来の見通しがきかなくなった状況を反映している。民主主義は、経験の悪化と期待喪失の両方に苛まれているのだ。歴史家ラインハルト・コセルエックの言葉を借りれば、民主主義の経験空間（Erfahrungsraum）だけでなく、期待の地平線（Erwartungshorizont）にも暗い影が差し込んでいるということになる(2)。その要因として、とりわけパンデミック期の深刻な経験、日常生活における物質的・社会的インフラ構造の明らかな悪化、社会経済・政治的二極化の進行、公共空間における異なる意見に対する道徳的攻撃（現在では罰則化も伴う）などを挙げることができるだろう。それに加えて、政治家層が構造的に学習能力を欠いているという印象や、悪化しつつある地政学的な環境――具体的には、ロシア・ウクライナ戦争や、中国、ロシア、インドといった強大国における独裁政治の進行――も同様に影響を与えている。

この国では、公共空間だけでなく生活世界、私的領域にいたるまで懐疑的な意見が噴出するようになった。そのため、民主主義の未来への信念を再活性化させるための「民主主義を実現しよう！」（Wir schaffen Demokratie!）という言説は、時として不気味なものを抱えこんでいる。無論、民主主義の利点についての楽観的な言説は依然として存在しており、決してなくなったわけではない。にもかかわらず、それは多くの場合義務的で限定的な楽観論に映ってしまい、真正で心を揺さぶられるようなことは稀である。そのため、熱心な専門書籍や政治家による言説、あるいは世論調査の結果が示しているほど、われわれの民主主義への信念が深く根付いたものなのだろうかという問いを立てることができる(3)。

二つの反論

このような民主主義への懐疑に対して、主に二つの反論が可能である。その一つは、批判はすべて的を得ているものの、今現在より魅力的で有効な別の選択肢がない以上、民主主義が存続するほかないというものだ。実際、われわれは別の選択肢を発見するには至っていない。あの英国首相のウィンストン・チャーチルでさえ、民主主義が最悪な統治形態であると自

覚はしていた。ただし、これまで試みられてきた全ての統治形態を除いて、という条件付きである。このようにして、この反論は現実的にみれば民主主義が最適な統治形態であるという結論に至るのだ。最適であると立証された限り、それは存続させられることになる。

だが、今日の市民やエリートはかつてのチャーチルと同じレベルの歴史意識を共有しているのだろうか？政治的知識の水準に関する実証的研究が冷静に示すところによれば、市民の一部は民主主義が制度的にどのように機能しているのか、その基本原則は何か、政党が選挙でどのような政策を掲げているのか、そして民主的な統治形態と非民主的なそれを区別するものは何か、ということについてわずかな見識しか持ち合わせていない（4）。社会経済的（分配的）条件、統治に対する評価、将来への期待がこのまま悪化し続けていけば、「民主的だが悪い」よりも「非民主的だが良い」統治のほうが好ましいという考えに陥ってしまう市民が出てくるかもしれない。極右イデオロギーの軽視やそのタブー化、民主主義の公的称揚が反民主的政治思想―それは右派から出てくるとは限らない―を過小評価するようなことになってはならないだろう。少なくとも、政治学専攻の学生たちとの私の経験にもとづく限り、知的に洗練された反民主主義的イデオロギーの変種に対して、彼らのような若く成人した市民の精神的抵抗力はそれほど高くはない。また、自らの地位が脅かされている場合、エリート層は果たして積極的な民主主義の支持者たりうるのかということについても疑問符がつくだろう。

民主主義の危機についての悲観的言説に対する二つ目の反論は、民主主義とは常に複数形で存在するというものだ。単一の「民主主義」が危機に瀕していると考えてしまえば、世界中にはさまざまな民主主義体制が存在し、それらは独自の制度的構造、地域的枠組み、社会経済的地盤、文化的素地、歴史的発展をもっているため、システム的危機や反民主主義的課題に対してそれぞれ全く異なった抵抗可能性をもっているということが見過ごされてしまうだろう（5）。この反論はたしかに正当である。しかし、これらの体制間には権力の不均衡や優劣関係が存在するため、とくに力をもっている民主主義システムが困難に直面すると、それが飛び火する危険性もある。たとえば、次期大統領選後のアメリカの民主制が機能不全に陥ってしまえば、その悪影響はアメリカ国内にとどまらず、他の民主主義体制にも波及することは免れえないだろう。むろん、二十世紀における民主政治崩壊の歴史的経験に照らせば、そして今現在深刻な経済危機の予兆はないということを鑑みれば、そのような可能性は低いと考えるほうが自然かもしれない（6）。だが、歴史的経験に基づく推測とは不確かなものである。なぜなら、歴史は繰り返されないからだ。そして、社会的・歴史的現実についての一般化された言明は、大雑把なアプローチの域を超えるものではない。たしかに人間の行為はパターンに基づいてはいるものの、事前に決定されているわけではない。われわれが生きている激動の時代において、そのような予言が実現する余地はないのだ。

民主主義の信条

もし未来が不確かで、それについてごくわずかなことしか知りえないとすれば、われわれの生きる現在の状況をいかに捉えるべきだろうか？私は、この状況を民主主義への不快感と名づけることを提案したい。この不快感とは、前述したように近年のネガティブな経験や未来への期待が失われつつある状況が、もはや民主主義についての一般的な考えとは合致せず、またこのような状況の変化も見込めないままにしているということである。すなわち、民主主義的思考は現実的な有効性を失いつつあるのだ。われわ

れの時代精神を特徴づけている真の不確実性は、このようなプロセスを経て生じた方向感覚の喪失と疎外感によってもたらされている。

民主主義的思考は、私が「民主主義の信条」と呼ぶ理念型の構築を通じてアプローチすることができるだろう。これは統一された世界観を示しているわけではなく、民主主義とその機能に関する理論的要素の混合物である。つまり、それは社会的に浸透していたり、政治体制が自己言及的に使用していたり、文化的な制約をもっていたり、かつ憲法にも関連づけられているようなものである。この信条は科学的理論ではなく、民主主義とは何でいかにあるべきかということについて各所で発信された市井の理論や見解からなっている。それには以下のようなものがある。

リベラルな要素：ここでは民主主義の役割は、諸個人が等しく自由に自らの関心と利益を追求することができるよう、そして彼らの自治が守られ、法的安定性を享受することができるよう保証することにあると考えられている。ここでいう平等な自由とは、市民がその権利を活用すると同時に、それに伴う義務をも尊重することを表している。

共和主義的要素：ここでは市民全体による共同行為が強調され、民主主義は国民主権の集団的行使という考え方と結びつけられる。ここで発露している理想は、直接民主主義を通じて自ら法を課す市民の姿である。これを現実的な飾り気のない形で表現するとすれば、選挙を通じて市民が支配層のエリートや政治家を定期的に罰したり、あるいは彼らの方針にお墨付きを与えることができるということだ。

社会的要素：ここでは民主主義は公平性や社会保障に対する最低限の制約を負っており、そこには市民による連帯も含まれていると考えられている。それは個人やその家族、隣人の福祉だけではなく、社会全体の結束、市民全体の間主観的な福祉、市民間の交流に際する基本的な公平性にも関わっている。

政府的要素：これは民主主義を国家あるいは政府の機構として焦点化する。民主主義は公共問題を解決し、主に大多数の市民の意思という意味での良好な統治を遂行することができるし、またそうあるべきである。同時に、民主主義は過去の過ちから学び、将来に向けて自らを改善する学習能力のある政治システムとして提示される。

このリストには、ユルゲン・ハーバーマスの熟議民主主義理論のような要素も付け加えることができるだろう。この理論の支持者は、理性的討議も民主主義の一部であり、それは統治形態の本質的な要素であると反論するかもしれない。すなわち、（7）高度な合理性にもとづいて議論され、政治的決定が――「合理性の推定」が根拠ある形で示された――意見・意思決定の結果に方向づけられるということだ。これは決して些末なことではない。平均的な政治意識においては、民主主義は何よりも良い統治、自己向上能力、公平な条件と私的・公的自由の元での市民的団結と結びついている（8）。これらが民主主義の信条の中心的な項目である。

この信条が現実的な有用性を獲得し、それが単なる希望的観測に堕してしまったり、あるいは日常経験の試練にかけられて挫折したため失望することで終わったりしないために、次の2つの条件が満たされなければならない。第一に、この信条と関わりのある政治的現実は、市民の基本的特徴として理解されなければならない。第二に、この現実は民主主義的信条と調和しうる諸特長を備えていなければならない。信条の意味で期待されて

いることは、この現実の内に見出されうるのだろうか。以下でいくつかの際立った傾向に基づいて論じるように、政治的現実はこの二つの条件に反し、上述した民主的信条の要素を説得的ではないものに変容させる方向へと進んでいるようだ（9）。

超細分化

第二次世界大戦後の社会学が提示した近代化理論によれば、現代社会は相互に補完し支え合う個々の構成要素の集合体と見做すことができる。経験科学、市場経済にもとづいた資本主義、自律的主体性、リベラル・デモクラシー、これらすべてが至るところで発生する現象ではないとしても、発生した場合それぞれの要素がしっかりと結びつき組み合わさっている（10）。このような考えは今日なお広く普及しており、「近代」と「民主主義」は少なくとも思想レベルの上ではよくマッチする。しかし、急速な社会変容にともなう破滅的帰結を経験して明らかになったように――そして学術的文献においては長らく指摘されてきたように――進歩的な近代化と民主主義は決して蜜月関係にあるわけではない。場合によっては、近代化のプロセスは民主主義を導くどころか、それを遠ざけているとさえいえるかもしれない（11）。

近代化の本質的な特徴は細分化である。これは社会的に顕著であるだけでなく、政治生活をも一変させた。さまざまな次元、組織、行為者やネットワークが作り出され、際限なく細分化していくことによって、政治は多様な形態をもつようになった。その具体的な現れとして、これまで集中的に論じられてきた国際的相互依存やヨーロッパ化のほかにも、一方では政治領域――すなわち政治的に決定され、統治によって制御される必要のある社会的領域――の拡大を指摘することができるだろう。そして他方では、政治的プロセスにコミットする政党や社会運動の数が増加したということも挙げられる。

民主主義とシチズン・シップ的観点から、これを政治のもつ複雑性を増大させる「超細分化」（Überdifferenzierung）と名付けることができるだろう。積極的に政治的ネットワークに参与していない部外者にとって、今やその全体像やプロセスを理解することは困難を極めているどころか、ほとんど不可能になりつつあるといっても良い。そして個別の政治的領域についていえば、そこで何が起きていて、一体誰が決定から利益を得ているかということについて知りうるのは、「その方面の」専門領域に通じている専門家だけということになってしまっている。このような状況は、政治は理解され、フォロー・アップされ得るものでなければいけないという条件を侵害するものである。これが問題とみなされていないとすれば、それは日常生活である程度の公平性が保たれ、漠然とした規範意識が――つまり社会的階層を下れば、許容可能なレベルの不満が――蔓延している限りのことにすぎない。

だが統治する者、政治家の側にもこの超細分化は問題をもたらしている。これは意思決定に関わる交渉コストを増大させ、統治をより困難にするからだ。現在広範な批判を浴びているオラフ・ショルツの――アンゲラ・メルケルの頃はまだ世論によってある程度受け入れていた――統治スタイル、つまり様子見や慎重運転、その場しのぎの短期的な危機の修復というものは、たしかにドイツの政治文化やシステムと無関係ではないだろう。しかし、これは統治不可能性という構造的な問題によるものでもあるのだ。英国のイギリス独立党がブレグジットを正当化する際に使用した、「主導権を再びわれわれの手に！」（take back conrtoll）というスローガンは、

民主的政治権力が公的な問題を解決できずにいるため生じた不安を焦点化した。もちろん英国のEU離脱経験が無情にも明らかにしたように、エリートやインサイダーを優遇する政治生活の細分化する構造が、再び民主主義と適合する段階へと戻ってくるのか疑わしい。

ポスト民主主義の主体

近代化は主体の変容も意味する。主体のあり方が変化したことについて、ここドイツでは集中的に議論が交わされているのだが（12）、その中である重要な側面がおろそかにされてきたようだ。それは、この絶えざる変化の中で形成されつつある主体が、はたして民主主義に適合しうるのだろうかという問いで表すことができる。政治学者インゴルフール・ブリュードルンは、近代化のプロセスを通じて、進化した主体、とりわけ進歩的な層が、民主主義的義務からの自由を唱え始める「二回目の解放」が起こったと述べている（13）。それによって民主的な、多数決による決定に理性的に従うことや、より優れた主張の元での強制なき拘束性が他律として、あるいは不当な束縛として映ってしまうのである。簡潔に言えば、民主主義を損なうポスト民主主義的主体が形成されている兆候があるということだ。

それではこのような経過を逆戻したり、あるいは民主主義と合致する方向へと舵を切り直したりすることは可能なのだろうか？かの有名な「ベッケンフェルデのジレンマ」を民主主義に適用してみれば、民主主義は自ら生み出すことのできない原則に拠っている、ということができるだろう（14）。この言明は、国家と社会が分離されていて、私的領域の大部分が守られており、政治的社会化が多かれ少なかれ望まれた方向に進んでいると期待できるような非常にリベラルな国家においては当てはまるかもしれない。しかし、われわれの住む「政治化された社会」（15）の状況は異なっている。社会は政治化され、それに伴い社会化のプロセスも政治化されており、そこでそれぞれ支配的な主体が形成されている。このように社会化のプロセスに政治的な影響を与える機会は、これまでほとんど行使されてこなかった。こうして、民主主義に合わせた市民のための政治的社会化という課題が無責任なほど放置されてきたことへの代償を払わされる時がやってくるかもしれない。

民主主義教育に対する現在のアプローチは、明らかに急ピッチなプロジェクトの寄せ集めになっており、偏ってもいる部分もある。これが解決を導くことがないのは、着手されたのが遅すぎたため十分に制度化されていないからである。さらにそれは――自分たちのことを初めから民主主義を体現するロール・モデルとみなしている特権階級からの参加貴族は別にして――自分たちの正統性を懸念する政治家階級によって、非合法的な忠誠心の発信源かつ偽善的な攻撃と捉えられてしまう可能性がある。

民主主義的資本主義

民主主義の定着を正当化する重要な要素のひとつは、それによって市民の大多数の生活水準がゆるやかに――将来世代に至るまで――向上するという、信頼かつ実感可能な約束である。このような約束の制度的形態を「民主主義的資本主義」と名付けることができるだろう。しかし、この政治経済のシステムにおいて、資本主義とそこでかつて支配的であった企業という組織形態は民主化されなかった。ここで問題となっているのは、物質的な向上への期待と、資本主義のもと日常レベルで生じる出来事への受容が組み合わさっている妥協的モデルである。だがこのモデルやその変種に対してなされたあらゆる批判にも関わらず、そのもっとも激しい弾劾者でさえ、これが初めの全盛期においてもたらした満足効果については否定しな

かった。それどころか、それが抱え込む包括的なパワーこそが、批評の中心にあったのだ（16）。

しかし、社会的な富が著しく増加したにもかかわらず、今日では政治経済が誘発している分断的傾向が明らかになっており、これは民主主義的資本主義の終焉を示唆しているといっていいだろう。その特徴として、社会的閉鎖性の増加、親世代の豊かさの水準に達することができない若者の増加、ライフチャンスの不平等性、そして公平で包括的な経済的生活を保証する未来ビジョンの欠如などを挙げることができるだろう（17）。政治経済は、市民の大多数にとってもはや公平な妥協モデルではありえず、むしろ勝者が敗者からむしり取る不公平なゼロサムゲームと映っているのである。

上から出てくるものが重要である

ヘルムート・コール前首相は、「何が後ろから出てくるか」が決定的に重要であるという伝説的な発見をしたことで知られている。彼が嘲笑を浴びるはめになったのは、この文が含んでいる下品なトーンのせいでどうしても可笑しく聞こえてしまうからだった。だがそれは置いといて、ここではある自明の理が表明されている。それは、政府の良し悪しはその成果によって測られるべきものだ、ということだ。民主主義は、政府が良い政治を行い、人々が日々その成果から利益を得ているという信念に支えられているのだ。

私が民主主義的資本主義の終焉と呼んだプロセスを考慮してみても、コールの言葉はいまだ有効である。ただ補足されねばならないのは、何が上から出てくるか、ということも同じくらい重要であるということだ。民主主義的資本主義の終焉がもたらすものとして今まであまり注意が払われてこなかったことは、上層階級の肥大化と政治権力の中枢への志願者の増加という事態である。すでにマキャヴェッリも指摘していたように、ポポロ（民衆）の多くは平穏に暮らしたいだけなのだが、グランディ（貴族）は権力やそれを与える威信を蓄積しようとする傾向にある。より多くの資源が社会階層の上部に移行しているため、上層階級の肥大化は、その内部で最高役職やランク付けをめぐる争いへと発展する可能性があるだろう。

社会科学では社会の中間層に焦点を合わせることが通例となってきたため、このような現象はこれまで一般的にも学問においても長らく注意されてこなかった（18）。そこで主な議論の対象となっていたのは、自らの地位に不安を抱き縮小しつつある下層中産階級や、教養があり洗練された階級の自己陶酔、あるいは下層階級の断絶という問題などであった。

ポピュリズムの台頭によってエリート層が社会問題化したものの、最近では社会研究者のペーター・ターヒンが指摘しているような上述した問題は、これまで十分に議論されてこなかった（19）。ターヒンによれば、権力資源――金、財産、影響力のネットワーク、価値ある学歴――が長期にわたって蓄積されると、社会的階層の頂点で「エリートの過剰生産」が起きる。その結果、権力争いが激化し、抑圧の効果が生じて、エリート同士の結束が瓦解する事態になりかねない。そこで登場するのが、豊かな資源をもち野心に燃えている反エリートである。彼らは、既得権益者のテーブルに自分たちの席がないと主張する。そしてテーブルそのものを取り払い、すべてを独り占めしようと企てるのだ。民主主義の成果に対する市民の不満が広がっている現在、これは大爆発を引き起こしかねない混合物である。

この問題に対する処方箋としてまず考えられることは、権力の資源の流

れを下に向けることであり、権力の座を狙う志願者の数を減らすこと、そして何よりも上流階級を減退させることである。この最後の方法こそが、ターヒンが述べるように長命な独裁者の成功の秘訣であった。方法としてではなく原理的にみれば、これは民主主義的信条をこの国で再び説得力のあるものにするための自然なアプローチでありうるかもしれない（２０）。

注

（1）Vgl. Hanna Ketterer/Karina Becker (Hrsg.), Was stimmt nicht mit der Demokratie?, Berlin 2019; Adam Przeworski, Krisen der Demokratie, Berlin 2020.

（2）Vgl. Reinhart Koselleck, „Erfahrungsraum“ und „Erwartungshorizont“ – zwei historische Kategorien, in: ders., Vergangene Zukunft. Zur Semantik geschichtlicher Zeiten, Frankfurt/M. 1989, S. 349–375.

（3）Vgl. Mónica Ferrín Pereira/Enrique Hernández/Claudia Landwehr, Understandings and Evaluations of Democracy. Topline Results from Rounds 6 and 10 of the European Social Survey, Externer Link:https://europeansocialsurvey.org/sites/default/files/2023-10/TL013_Democracy-English.pdf

（4）Vgl. Thomas Schübel, Die soziale Verteilung politischen Wissens in Deutschland. Wissensunterschiede und deren Ursachen, Wiesbaden 2018.

（5）Vgl. Wolfgang Merkel, Im Zwielicht. Zerbrechlichkeit und Resilienz der Demokratie im 21. Jahrhundert, Frankfurt/M.–New York 2023.

（6）Vgl. Eric Hobsbawm, Das Zeitalter der Extreme. Weltgeschichte des 20. Jahrhunderts, München 1997.

（7）Vgl. Jürgen Habermas, Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats, Frankfurt/M. 1992, S. 365.

（8）Vgl. Mónica Ferrín/Hanspeter Kriesi, Demokratieverständnisse und -bewertungen in Europa. Ergebnisse der 6. Welle des European Social Survey, Externer Link:http://www.europeansocialsurvey.org/sites/default/files/2023-06/TL4_Democracy-German.pdf.

（9）これはアカデミックな民主主義理論についても当てはまる。これについて、また以下で論じられる内容に関する詳細な議論について次を参照。Veith Selk, Demokratiedämmerung. Eine Kritik der Demokratietheorie, Berlin 2023.

（10）Vgl. Talcott Parsons, Evolutionary Universals in Society, in: American Sociological Review 3/1964, S. 339–357.

（11）Vgl. Ingolfur Blühdorn, Unhaltbarkeit. Auf dem Weg in eine andere Moderne, Berlin 2024.

（12）Vgl. Andreas Reckwitz, Die Gesellschaft der Singularitäten. Zum Strukturwandel der Moderne, Berlin 2017.

（13）Ingolfur Blühdorn, Das postdemokratische Diskursquartett. Kommunikative Praxis in der simulativen Demokratie, in: Psychosozial 1/2016, S. 51–68.

（14）Vgl. Ernst-Wolfgang Böckenförde, Die Entstehung des Staates als Vorgang der Säkularisation, in: ders., Staat, Gesellschaft, Freiheit. Studien zur Staatstheorie und zum Verfassungsrecht, Frankfurt/M. 1976, S. 42–64.

（15）Michael Th. Greven, Die politische Gesellschaft. Kontingenz und Dezision als Probleme des Regierens und der Demokratie, Wiesbaden 2009.

（16）Vgl. Herbert Marcuse, Der eindimensionale Mensch. Studien zur Ideologie der fortgeschrittenen Industriegesellschaft, Neuwied 1967.

（17）特に以下を参照。Robert J. Gordon, The Rise and Fall of American Growth, Princeton 2016.

（18）その特筆すべき例外は、社会学者ハルヤヒル・ハートマンによるエリート理論の研究である。

（19）Vgl. Peter Turchin, End Times. Elites, Counter-Elites, and the Path of Political Disintegration, New York 2023.

（20）これとともに以下も参照。John P. McCormick, Machiavelli und der populistische Schmerzensschrei. Studien zur politischen Theorie. Mit einem Nachwort von Dirk Jörke, Berlin 2023.

［論文］

民主的な権威理論に向けて

Viktoria Huegel　ヴィクトリア・ヒューゲル（著）
Kobayashi Kanau　小林叶（訳）

序論

近年、西洋の民主主義社会を含めた世界中のいたるところで新たな形態の権威主義的政治が台頭しつつある。しかし、権威主義とは自由民主主義の対極物などではなく、むしろわれわれが危ぶめられていると考えている当のものの中から、それに基づいて発展してきた現象であると考えざるをえない（Brown/Gordon/Pensky 2018）。これに伴い、学者の間では、これまで安定的で持続的なものと考えられてきた自由民主主義社会の中心的要素――民主的機関、法の支配、抑制と均衡――が、どのようにして政治的指導者によって弱体化させられていったのかという懸念や不安が高まっている（1）。これまで学者やジャーナリスト、そして評論家の多くは、新たな権威主義的統治の台頭を可能にした条件に注目してきた。例えば、新自由主義や市場原理はいかにして極右ナラティブと結びつき、強力なリーダーシップや個人主義的支配を助長してきたかという検証などがある（Ali 2018; Brown 2018, 2019; Comaroff 2011; Gambetti 2020, Honig 2021）。しかしながら、研究者の指摘から零れ落ちているのは、アメリカにおけるトランプ（トルコのエルドガンやアルゼンチンのミレイ、ポーランドやハンガリーの政治指導者らが自称する「非自由主義的民主主義」というビジョン、そしてプーチン政権下のロシアにおける帝国主義的野望の復古）のような政治家を、なぜ特に「権威主義的」（authoritarian）と形容しうるのか、ということである。あるいは、問いの向きを変えてみよう。民主的体制にふさわしいと考えられている社会福祉政策とともに、制度政治（法の支配、抑制と均衡）による支配を擁護することは、いかにして可能だろうか。私の考えでは、民主主義理論に欠けているものは、民主的体制に必要な安定性を付与する政治的メカニズムや手続きを擁護すると同時に、民衆による異議申し立てや民主的抵抗をも尊重することを可能にする、民主的権威の概念である。

われわれが目の当たりにしているものは、それが民主的な異議申し立てを積極的に抑圧している以上、権威主義的な統治であることに疑いはない。だが、権威主義的政治と民主主義の関係は、批評家が望んでいるほど明瞭なものではない。世界中で政治的指導者は、（ジェンダー、階級、民族、人種などに基づいた）社会的分断を増大させ、相互の恐怖と憎悪を製造し続けている。とはいえ、一般的に権威主義者と特徴づけられる（大統領在任中憲法上の枠組みを無視し続けた）ドナルド・トランプをはじめとする政治的指導者は、民主的に正統性を付与されており、多くの場合、有権者や政党から多くの支持を享受し続けている。例えば、トランプの政治は反民主主義的（anti-democratic）であるが、非民主主義（un-democrati）というわけではない。なぜなら、彼は（ほとんどの場合）民主的体制の範囲内で統治しているからである（Jackson 2019, 15; Brown et al. 2018）。われわれが目の当たりにしているものは、民主主義社会における新たな抑圧の形態と、個人裁量に基づく支配である。これは、市場原理によってゆっくりと進められた脱民主主義化によって条件づけられ、さらに新自由主義的な準拠枠によって強化された（Brown 2018, 2019; Gambetti 2020）。以下で示すように、水面下で進行していったこの脱民主主義化がもたらし

た側面のひとつは、自由理念が市場原理に従属させられたということである。新自由主義的体制において自由は個人に依存するものとなり、政治的交渉という拠り所を失ったのだ。このような自由理念の変容によって、民主的な抑制と均衡から切り離された、個人裁量に基づく支配が熱望され、あるいは必要不可欠なものとなったのである（Brown 2021）。

さらに、現代社会で見受けられる社会的分断や格差の加速に対抗するための左派の試み（例えば福祉政策の充実や富の再分配を求める運動）は、論敵によって政治的検閲であると、あるいは個人の自由を弾圧するものであると貶められてきた。現在、個人主義的統治の全盛によって脅かされているものが市民の積極的包摂や参与であるとすれば、民主主義理論は、民主的制度や社会政策を批判するだけでなく、それを擁護し促進していく必要があるのではないか。個人や家族に関する、名目上「保守的」な価値観と手を携えた新自由主義的論理によって社会が孤立させられようとしている時代に、それは政治的な異議申し立てを担保するものとなるはずだ。私の考えでは、民主的権威を再考することは、制度政治や共和主義的理念に改めて興味を抱いている研究者（e.g., Waldron 2016, McCormick 2011）に重要な概念を提供するだけに留まらない。それは、周縁化された集団からの抵抗や異議申し立てへと開かれた統治を維持する民主的制度やメカニズムの保護に役立つのであり、それによって新自由主義的論理や権威主義的リーダーシップによる破壊に対抗することができるようになるはずだ。

本論文で提示するように、権威を概念ごと否定したり、無視したりすることによって、現在進行中の民主的制度や社会的インフラの破壊に対して民主主義理論を無防備にさせているのは、特に左派の学者である。私はこれに対して、社会的階層や不平等な関係性とはただちに有害かつ抑圧的なものであり、それゆえ非民主的であるという固定観念は乗り越えられるべきであると考える。批判を効果的なものとするためには、統治の「権威的」（authoritative）な形態（例えば憲法上の手続き、法の支配、社会福祉政策など）を見極める必要があり、これは異議申し立ての民主的形式や積極的な市民社会のための、限定的ではあるが必要不可欠な枠組みを提供するものである。

本論文は、ホーニッヒの提唱する「抵抗可能性」（resistibility）こそが、異議申し立てを可能にし、民主主義の平等原理と共存しうる権威の特徴であるということを示す（Honig 1991, 1993）。私は、ポスト構造主義の権力概念や、構造的暴力への批判に依拠しながら、権威の概念を再活性化するための方法を提案する。したがって、関連する諸形態、なかでも暴力や武力を含むその他の支配形態とは区別された、権威の抵抗可能な性質に焦点を当てる。これによって、民主主義体制内で権威が行使される様々な方法を分析するためのはじめの一歩となる概念的枠組みが提供されうる。また、それは世界中の自由主義社会において民主的自由を制限し、階級、ジェンダー、人種に基づいた社会的分断の拡大を推進している、現代の権威主義的リーダーシップを正確に描き出すことにも貢献しうるだろう。

新たな権威主義

今日、われわれが世界中いたるところで目の当たりにしている、この抗し難い「新たな権威主義」の本質とは一体何か？米国では、これまで多くの発展があったにもかかわらず、最高裁判所がロー判決とケーシー判決を覆す決定を下し、中絶が憲法上の権利とは認められなくなったことによって、ウェンディ・ブラウン、ピーター・E・ゴードン、マックス・ペンスキーが「反民主主義政治の新時代」（Brown et al. 2018: 1）と呼んだもの

の影響が再びあらわになった。この論文が書かれた時点で、すでに米国では三人に一人の女性から、望まない妊娠や高リスクの妊娠を安全に中絶するという選択肢が奪われており、今後さらに厳しい法律が導入される可能性もある(2)。米国政治の権威主義的傾向を示す重要な契機となったこの最高裁判所の判決は、絶えず選挙が行われる民主主義体制においては想定内である左派と右派のパワーバランスの変動といった問題によっては説明できないだろう。むしろ、この決定の背景には、最高裁判所も含めた連邦裁判所におけるイデオロギー上の変化がある。ドナルド・トランプの大統領の任期中に周到に進められたこの動きは、トランプが就任する前からすでに着手されていた。共和党のミッチ・マコーネル上院総務と彼に近い共和党議員は、共和党の新大統領が就任した時にポストを埋めることができるよう、連邦裁判所レベルで異常に多くの空きポストが生じるよう画策しキャンペーンを展開していた。しかし、トランプが三人の最高裁判所判事ポストを含めたこの例外的に多い空席を埋めることができたのは、司法任命プロセスの規則や慣行の恣意的な曲解・刷新という手段によってであった。ジョー・バイデンが就任した際には、最高裁判所は六対三の割合で保守派が多数を占めており、トランプが指名した判事の年齢が異常に若かったこともあって、リベラルによるトランプに対する批判は、何年もの間この壁を乗り越えることができなかった(Maveety 2022)。ロー判決が覆されたことは、アメリカの政治情勢に長期的な影響を及ぼすことになった保守化の流れの最初の余波の一つにすぎない(Syed 2020; Manning et al. 2020; Kumar 2020)。そしてこれは、保守的な政策を実施するために民主的な抑制と均衡を弱体化させる新権威主義的な統治形態が長期的な影響を与えることになった、もっとも明白なケースの一つである。

このように、抑制と均衡という自由主義社会で長い時間をかけて作り上げられてきた民主的制度に干渉しようとする権威主義的な統治は、新自由主義の統治形態から生じてきた。それは「社会関係を構造化し、行動を抑制し、準拠の枠組みを製造することによって、確かな効果を得てきた」(Gambetti 2020: 3; also Brown 2019)ものである。まさにこの理由から、ジャック・ジャクソンは、ロー判決の覆しにおいて象徴的であったような新しい反憲政治が、行政権を制限するような立法を通じて弱体化したり打ち負かされたりすることはないと警鐘を鳴らしている(Jackson 2019)。結局のところ、問題になっているのはドナルド・トランプでもトランプの大統領任期でもない。目の前で生じている反憲政策がかくもわれわれの感覚にとって解し難い、麻痺させる効果をもつ理由は、それが「同時に破壊されている当のものの名において」(Jackson 2019, 11)なされているということなのだ。たしかに、それは民主主義的手続きを迂回し、憲法上の伝統を貶めている点で反憲的と呼ぶことができるかもしれないが、それは無法であるというわけではない。それらは(ほとんどのケースにおいて)依然として法的枠組み内に収まっており、それゆえ正統性を付与されているのである。

「ますます権威主義的な特徴」(Brown et al. 2018, 1)をもつ新たな時代について議論されているのは、強大な個人の執行権力が、民主的な手続きや抑制と均衡よりも強調されている場面をわれわれが目撃しているからだろう。しかしより重要なことは、反憲政治が典型的であるこの新たな権威主義的統治形態がかくも抗し難いのは、それが民主主義理論による批判がベースにしていた従来の用語や方法に揺さぶりをかけてくるからである。われわれのイメージする政治的指導者は、憲法的手続きを無視する一方で、実際に民主的体制の憲法的枠組みに手をつけることは稀である。ト

ランプ自身、（またしても）民主的に選出され、現時点では、前回の大統領任期中と同様、自党および有権者の過半数の支持を得ている。たしかに、これらの指導者は民主的手続きや憲法上の伝統を弱体化、あるいは濫用するために破壊的な戦略を用いている。したがって、「新たな権威主義」が語られる時に問題になっているのは民主主義の対極物ではない。マックス・ペンスキーが指摘するように、これらの新権威主義的政治は「自由民主主義そのものがもつ面相の一つ」（Pensky 2018、87）なのである。実際、「新たな権威主義」という概念は理論家や政治学者、大手メディアの間では慣用句と化しているが、これらの統治形態が民主主義体制の内部から生まれてきたということを考慮に入れるなら、ブラウン・ゴードン・ペンスキーが正しくも強調しているように、「それらを分析し、理解するためにどのような用語を用いるべきかさえ明確ではない。権威主義的、ファシスト的、ポピュリスト的、あるいはこれらの『新たな』形態であると言うべきだろうか」（Brown et al. 2018, 2）。

ブラウンの主張によれば、権威主義的で個人の裁量に基づいた干渉的政治を助長する構造が進行してしまった原因のひとつには、自由概念の解体がある（Brown 2019, 2021）。これによって自由は強制的に市場論理に従属させられ、その結果、単なる個人的感情へと切り下げられてしまった。自由の経験は、政治的な形態において、すなわち国民主権として本質的に民主主義政治や他者との共有された現実と結びついているはずだ。その一方で、私的目的の追求という意味での自由理解は、社会福祉や政治的平等という民主主義的価値と著しい対照をなすものである。「その唯一の政治的意味は消極性である。それは政治、特に政府が存在しないところで繁栄する。」（Brown 2018, 13）。このような傾向は、社会的責任や良心に関わるあらゆる感覚を根絶やしにするニヒリズムの現代的形態によってさらに悪化している（Brown 2021; Sluga 2017）。トランプの「女はプッシーをつかめばいい。何でもできる」（3）という発言に象徴されるように、これは近年公共の場で容認されつつある、開けっぴろげな攻撃性において見出される。自由の私有化は、まず始めに政治的実践と対立させられた後、それに抗して自らを保護する形で、司法や大衆文化を含む社会のさまざまな領域で展開されていくのだ。あらゆる政治形態から切り離されることによって、自由の私有化は、彼らの考える民主的な価値の名において、政治的包摂性や寛容性といった民主的規範に挑むことを可能にした。したがって、米国連邦司法機関に保守派の判事を多数任命したトランプの策略は、新自由主義の論理と構造化によってゆっくりと進められた脱民主化プロセスの長い前史を有していたのである（Gambetti 2020; Bruff 2012, 2014; Comaroff 2011; von Redecker 2020）。

ここで、次のような問いを立てることができる。この「新たな」形態の権威主義的支配が、政治的領野におけるわれわれの理解や運動に変化を及ぼした新自由主義的論理の強い影響によるものであるなら、私がこの論文で提案するような政治的権威への着目も無意味ではないだろうか、と。新自由主義的論理が、主に市民社会や法治主義を含む民主的メカニズムのインフラを破壊することによって権威主義的政治を可能にしたのであれば、現在の批判は、抑制された行政権力への対抗勢力であるそのような力の考察から始めるべきではないだろうか？実際、政治的権威に焦点を当てることで、民主主義の平等と包摂原則を保全するという役割を果たせていない現行の制度や憲法のメカニズムをひいきした政治理解が再生産されてしまうリスクはないだろうか？次節では、市民的不服従の中に民主主義の討議的政治を位置付けてきた研究者の議論を参照しながら、このような問いをより詳細に検討していく。

「オール・オア・ナッシング」の民主的権威

政治支配の批判において民主的権威の概念が重要であるということを、現代政治理論がまったく知らないわけではない。特に市民的不服従のコンテクストにおいては、ロールズの影響を受けた自由主義的学者によって、政治的権威（国家機関、憲法枠組み、および政治秩序そのもの）を民主的であると、したがって正統なものとみなしうる基準についての議論が重ねられてきた（4）。この議論の主な目的は、非正統的で反憲的な市民的不服従から政治秩序を守ることである。しかし、本論文の以下に続く部分で示すように、これらの学者が用いている権威の概念は、民主主義体制内部における原則の段階的変化を踏まえていないため、いわゆる「新たな権威主義」に対しては効力をもたない。ロールズにしたがえば、政治的権威とは、政治的合意のプロセスや、特定の原則を満たすことによって得られる性質のものである。こうして権威はオール・オア・ナッシング（all-or-nothing）の問題となる。つまり、自由民主主義体制の政治的権威を擁護する者は、その体制のメカニズムそのものに疑問を投げかけるようなあらゆる形態の市民的異議申し立てを――たとえその要求が正統な民主的懸念であるように理解されうるような場合でも――必然的に拒否しなければならなくなるということだ。しかしながら、このような政治的権威の還元的な理解は、啓蒙主義や自由主義的国家に対するフーコー的批判を踏襲する自由主義パラダイムの批判者らにおいても同様に疑問視されてはこなかった（e.g. Celikates 2014, 2016; Delmas 2020）。暴力や抑圧の言説形態に敏感なこれらの学者は、既存の社会階層や構造的不平等を擁護するような政治的権威の言語に懐疑的である。私が以下で示したいことは、このように権威を概念ごと否定したり、無視したりすることによって、民主主義的制度や社会インフラの破壊に際して民主主義理論を無防備にさせてしまうということだ。

民主的な社会を持続させるために欠かせない権威的な政治と、活発な市民社会や民主的な異議申し立てを弾圧しようとする権威主義的形態を、いかなる根拠に基づいて区別することができるだろうか？ロバート・ジュブは、多くの自由主義派の論客と同様、この問題を逆の立場から、すなわち市民的不服従の問題を通じて考察している（Robert Jubb 2019）。しかし彼は、市民的不服従に関する自由主義・ラジカル，急進的民主主義双方の立場ともに、非合法の抗議や市民的不服従が容認されうるさまざまな状況を区別することができていないと主張する（2019, 956）。ジュブの見方によれば、これは市民的不服従の概念が欠如しているからではなく、むしろ状況の正確な理解――民主的体制の持続に際して不可欠な制度を守るために、いかなる場合において政治的権威への要求が正統化されうるのかという理解――が欠如しているからである。

正統な市民的不服従とは一体何か。そして、その定義と判断は誰に委ねられているのか。このような問いが避け難いものとなったのは、2021年1月6日、ジョー・バイデンの大統領選の勝利が正式に決定されるのを阻止するため、暴徒が合衆国議会議事堂を襲撃した時のことである。選挙は「不正」で、「過激な左派民主党により乗っ取られた」と宣言したトランプによって煽動されて議事堂に集まった彼の支持者らは、選挙結果を撤回させるという目的のため、自分たちが理解する上での市民的不服従の権利を暴力的に行使する準備ができていた。抗議者の多くは武装しており、議会議員や政権の関係者（「マイク・ペンスを吊し上げろ！」）を脅迫し、彼らの一部は襲撃の際に議事堂の中に閉じ込められた。トランプ支持者の中の少数の過激派によって行われたこのような暴力的なクーデター未遂は、警察による比較的緩やかな対応に直面した。襲撃から四年経った最近では、この暴動に関連して起訴されたすべての人物がトランプ大統領の恩赦を受

けた。このような白人中心の抗議者が受けた対応が、ブラック・ライブズ・マターの抗議者が受けた対応と全く異なることについて、世論の非難が高まった。ブラック・ライブズ・マターは、ジョージ・フロイド、ブレアナ・テイラーなど多くの人々が予防可能であったにも関わらず不当に殺害されて以降、警察暴力に抗議する多様な集団から成る抗議である（5）。

これによって明らかになったのは、市民的不服従や抗議活動の正統性の判断を個人の裁量に委ねることはできないということだ。まさにこのような背景を念頭に置きながら、ジョン・ロールズは市民的不服従の問題に際して（民主的な）体制の権威の考察から始めたのであり、そのような体制が市民に対して正統に要求できる義務や責任とは何であるか問うたのである（John Rawls 1971, 352）。ロールズが政治秩序の「正統に確立された民主的権威」（1971, 319）について述べる時、政治秩序とその執行機関は、特定の規範的原則を満たす限りでその市民を――極端な場合、敵対してでも――統治するための権威を有していると捉えられている。

このように、政治的権威を優先させることについて、ロールズや市民的不服従に関する彼の考えを継承する思想家は批判を浴びてきた。例えば、ロビン・セリケーツは、彼が「主流の自由主義的パラダイム」（Celikates 2016; あるいは Scheuerman 2015）と呼ぶこのようなアプローチの内に見出される、法と体制への忠実な姿勢を非難している（Celikates 2014、2016）。彼によれば問題は、市民による要求や抵抗の発露がはなから政権の法的・制度的運営に制約されており、何が民主的な変化として認められうるかが既に決定されてしまっていることである。だがこれは、当の秩序によってすでに周縁化されたり排除されたりしている人々（難民、ホームレス、その他の社会的弱者集団を含む）の利益や要求を一切顧慮していないのだ。セリケーツによれば、市民的不服従とはまさにこのように「コミュニケーションや行動のための公的・制度的チャンネルが閉ざされており、それが異議申し立てを可視化させるために効果的ではなくなっている」ような状況においてこそ、不可欠なものとなるのだ（2016, 41）。それゆえ、セリケーツは市民的不服従が「国家制度の硬直化傾向に対する動的なカウンターウェイト」（2014, 223; 2016, 41）であり、政権の民主的変化の可能性を担保するものであるとして、それが政治的権威の問題よりも優先されるべきであると主張しているのだ。これに対して、ジュブが指摘しているように、ロールズの考える市民的不服従は、実際にはあまりにも包括的すぎるということもできるだろう（Jubb 2019）。ロールズは民主的とみなしうる政治的権威の基準を非常に高く設定しており、これにしたがえば、現代のおよそいかなる社会も権威的であるとは言えなくなってしまうからだ（Jubb 2019, 961; また Brownlee 2012, Scheuerman 2015）（6）。いずれにせよ、両者の考察は「合法的な抵抗と非合法の抵抗の間に存在する道徳的に重要な差異」（Lyons 1998, 46）など生じていないという見方とは相容れない。もちろん、政治的権威の正統性を判断する基準について議論することは可能であり、実際多くのロールズの弟子やロールズ自身も後期の著作でこの問題に取り組んできた（7）。しかし、私が考える現在の問題は、権威とそれに対する異議申し立て（例えば市民的不服従という形態）が二項対立的な関係として前提されていることである。これは両者の見方に共通しており、さらなる議論に制限をかけてしまっているのだ。

これまで言及した全考察において、市民的不服従と同様、権威は究極的には「オール・オア・ナッシングの問題」（Jubb 2019, 957）であると捉えられている。自律した個人という自由主義的パラダイムを採用する民主主義理論にとって、権威の理解が機能しえないのは、命令とは「自動的

に、無批判に、そして無反省的に」（Dahl/Stinebrickner 2003, 42）服従されるものであると前提されているからである。だが同時に、最低限の範囲内で権威を擁護するような自由主義的解釈（つまり体制の権威を民主的、公正、よって正統性をもつとみなしうる最高度の基準を設定する解釈）でさえ、自律した個人という自由の価値と、服従の正統な要求という考えを両立させることに困難を抱えている。A. J. シモンズが、すべての自由主義者は政治的権威については同意論者でなければならないと主張しているのはこのためである（Simmons 1999, 2001）。こうして、権威の概念は再び意味を抜きとられてしまった。政治的権威が民主的合意と同一視されるや否や、権威には何の権威的な要素も残らないからである。すでに周知の如く、ハンナ・アーレントが『権威とは何か』（2006）の中で指摘していたように、権威が前提としている階層的な関係性は、平等な人間同士で到達されうる民主的合意と対立し、そして相容れないものである。同意を得るために説得が援用される時、権威はすでにその機能を失っているのだ。「議論が用いられる場では、権威は一時停止される」（Arendt 2006, 92）。アーレントの見方に同調しつつ、権威の概念は完全に放棄されるべきであるとシモンズは結論づけている。なぜなら、権威の同意理論は最終的に哲学的無政府主義（アナーキズム）の立場を取ることにつながるからだ（Simmons 2001, 102–121）（8）。民主主義理論が権威の民主的な理解を概念化できていない根本には、権威の階層的関係性は自由と両立不可能であるという観念がある。しかしながら、権威と自由の関係はいつも二項対立的・階層的に観念されてきたわけではない。以下では、この関係についてより複雑な理解を示すことで、現在の権威主義的動向に際してより生産的な権威の概念を再展開していきたい。

権威と自由の関係を再考する

ナンシー・ラクソンは、現代の自由主義理論の還元的な側面を嘆いている。それは、市民と政府を結ぶ支配の形態に権威の概念を切り詰めてきたというのだ（Nancy Luxon 2018）。だが彼女によれば、現代の考察とは対照的に、ロック、ルソー、カントといった思想家を含む古典的自由主義の伝統においては、市民の公共空間への参入を準備するために、権威の構成的で個人的な関係は不可欠なものであると考えられてきた。階層的な関係性は、市民が公共空間に参入するための前提条件として理解されていたのであり、それは政治文化が花拓くための基礎であったのだ。ただし、自由と権威のこの曖昧な関係性について理解するために、ラクソンのように個人的な関係に依拠する必要もない。共和主義的伝統においては、政治制度や統治機構は、市民が政治的自由を謳歌するために必要な枠組みを提供するものとして理解されてきた。例えばフィリップ・ペティットの仕事では、自由が考察の出発点となっている（Philip Pettit 2012）。とはいえ、制度の権威的な構造は個人の自由に抵触するとは考えられておらず、むしろそのままでは無力であった人々をエンパワーすることに資すると考えられているのだ。ペティットやその他の共和主義的な評論家において、権力（power）は支配という意味に切り詰められてはおらず、アーレントが彼女の自由理解の核心に置いていた「〜への力」（power-to）という意味で捉えられているのである。こうして権威と自由の関係は複雑化し、拡張され、権威的な実践を包括するものとなる。個人間の関係であれ、制度政治であれ、それは政治的自由の経験の前提条件とみなされるのだ。

これに関する補足的な議論は、ポスト構造主義的伝統の中に、とりわけフーコーの主体化理論を継承した思想家の中に見出される（私がここで念頭に置いているのはジュディス・バトラーのパフォーマティヴィティ概念

である）。そこでは、権力関係の抑圧的・否定的効果だけではなく、主体の政治的活動における構成的な効果についても意識されている。だが政治的権威を考察することは、フーコーの権力理解の影響下にある多くの理論家（セリケーツもその中に数えられるだろう）にとって、既存の社会階層や不平等関係を含む保守的な企て、現状維持の擁護と映ってしまうようだ（Luxon 2018, 2）。その一方で、フーコーの権力概念が保持している権力の認識論的側面についての洞察は、特に権力や暴力、そして権威の非固定的な境界を棚上げし、あらゆる形態における政治や支配の潜在的な様相を捉えることを可能にした。ラクソンが述べているように、この考えは「メスを入れる」（cutting）ために導入された。「エリート政治の詭弁にメスを入れ、通常の政治の表層にメスを入れ、吟味されていない政治的思考や実践の沈殿物にメスを入れる」（Luxon 2018, 3）のである。このような見方にしたがえば、（合法的な）権力形態と強圧的な（非合法的）権力を分析のレベルで区別することに疑問符が付きつけられることになる。その結果、政治支配の正統な形態についての定礎的な言明を避ける（上記のセリケーツのロールズ批判において見られたような）民主政治の考察は、結局、同じ還元的な説明を反復するところに行き着いてしまう。権威は個人の自由の対立軸とされ（9）、フーコーが明るみに出した権力と政治的主体性の分裂がもつ複雑性は、否定的な側面からしか考察されなくなった（Luxon 2018, 17）。1980年の『デイリー・カリフォルニアン』誌のインタビューで、フーコー自身次のように述べている。「もし私が、広く採用されている権力のイメージ、つまりそれは個人にとって何か恐ろしく抑圧的なものであるというイメージを受け入れたのだとしたら、それは、子どもが壁に落書きするのを阻むことは耐えがたい専制であるということは明白だからです。」ところがフーコーは続けて言う。「・・・でもそれは違うのです。私は、権力は関係性であると言いました。それはある者が他者の行動を導くという関係性です。すると、こうして他者の行動を導く行為が、最終的に肯定的で価値のある、興味深い結果をもたらすことはないと判断する理由はどこにも見当たりません。」（Foucault 1988）（１０）

ラクソンや、さらに著名なセイラ・ベンハビブなどをはじめとした思想家らは、このようなフーコー主義的なガヴァナンス理解に伴う一面的な権力概念について警鐘を鳴らしている（Seyla Benhabib 2006）。彼らが危惧を抱いているのは、それによって国家と市民社会の関係が単純化され、市民が「国家による行政、統制、馴化、標準化の対象」としてしか捉えられなくなってしまうからである（Benhabib 2006, 163）。ベンハビブが懸念しているのは、それが浅はかな「制度に対する敵対心」を生み出し、制度が民主的な効果をもたらしうるということが考慮外に置かれてしまうからである。このような欠陥は、近年さらに顕著になった。近年米国や世界各地域で見受けられるのは、社会的分断の深化によって政治的平等が損なわれるのに対抗する左派のあらゆる試みが、その反対派によって、個人の自由の抑圧の一形態であるとフレーミングされている状況である。新自由主義的論理は、自由の私営化のみならず、政治・社会的インフラを破壊したのであり、そこには活発な市民社会や平等参画を保障するために（十分ではないにせよ）必要不可欠な社会福祉も含まれていた。ここでも私は、市場論理による民営化と、社会を個人と家族単位に還元する新自由主義によって「社会的なものの言語」（Brown 2019, 40）がいかにして破壊されているかを示したブラウンに拠っている。社会という感覚がなくなれば、社会福祉を含めた政治的インフラはその準拠点と、正統性の根拠を失ってしまう。「服従、拒絶、排除が経験される」（Brown 2019, 40）のは、社会的なものの次元においてなのである。そして、排除の構造的メカニズムが「特定され、抗議され、潜在的に是正」されうるのも、また同じ次元に

おける、社会的なものの言語によってであるのだ（Brown 2019, 40）。

多くの学者によって、民主的な異議申し立ての形態において政治的インフラや社会福祉が重要であることは指摘されてきた（例えばButler 2015; Honig 2017, 2021）。進行中の民営化は人々を孤立させ、差別や抑圧の経験を個別化する。それは他者の視点に基づいたわれわれの現実感覚を狂わせる。アーレントが、抑圧的な指導者の成功と、その体制維持を可能にした重要なファクターとして、全体主義体制下の孤立化のメカニズムを挙げていたのも、理由がないことではない（Arendt 2004, 474-479）。権力と関係性を結びつけるような、政治的権威についてのより複雑な理解がなければ、さまざまな形態の市民的不服従を区別することは不可能だろう。さらに、そのような理解がなければ、民主的制度や手続きをなし崩しにする権威主義的な動きに対して、民主主義理論はまったく無力のままである。権威はその定義上、平等という民主的原則とは矛盾した関係にあるものの、それはあくまでも関係性にすぎない。権威とは、階層的関係への表明と、服従の要求に基づいている。それゆえ、権威に対する批判の焦点は、服従への要求と民主的な平等原則のすり合わせはいかにして可能になるかという問題であるべきだ。そのためには、権威の相対的な性質を検討するところから始めねばならない。

権威的な関係の特徴は、権威が要求する服従が暴力に拠ってはいけないということだ。実際、アーレントは「権威は威圧を目的とした外的手段の行使を排除する。暴力が行使された場合、権威それ自体が破綻する」と指摘している（Arendt 2006, 92）。それゆえ、アレクサンドル・コジェーヴは、政治的権威についての短い研究の中で、権威は「承認された権威」である必要があると主張している（Alexandre Kojève 2014）。ここから明らかなのは、権威と自由の関係は相反するものではありえないということだ。権威に従う者は自発的にそうしているのであり、権威は定義上その抵抗可能性に、つまり主体は従わなくてもよいという自由に基づいているのである。権威に従うということは、決して単なる受動的な屈服ではなく、むしろ行為の一形態である。このことは、その概念自体に表れている。「従う」（to obey）とは、一般的に受動的なもの、強制的な降伏の形態としてイメージされているが、その語源はラテン語のob（～に向かって）とaudire（聞く）の組み合わせから成っており、能動的である（11）。この含蓄については、コジェーヴの研究の中で詳しく説明されている。彼は次のように述べる。

「もし私が誰かを窓から放り投げ出したら、彼が転落することは、私の権威とは何の関わりもない。しかし、私がその人物に命令を下し、彼が実際には命令を実行するかどうかを選べる立場にあったにもかかわらず、命令に従い自ら身を投げ出したとしたら、私は彼に対して明白に権威を行使していることになる。」（Kojève 2014, 8）

権力者は、自らの権威が軽んじられている時、武力によって遵守や秩序を維持したいという誘惑に駆られる。だが武力や露骨な暴力的手段が必要となるということは、権威の終焉を意味する。承認されることが権威の特異的差異であるとするなら、一度それが疑問視された時点で、もう回復不能なのだ。再びコジェーヴを引用しよう。

「権威を承認しないということは、それを否定するということ、すなわち破壊するということである。（中略）権威を行使することは、（暴力としての）武力を行使することとは異なるものであるし、この二つは相互に排他的な現象である。」（2014, 10）

明らかになったのは、権威とは承認された権力であるということ、そしてこれは他者に対する優位性や自己の独立性を証明しようとする強さのような他の暴力形態の対照にあるということだ。定義上、権威は正統性への信に依っており、それは命令者と服従者の間で共有されている。それゆえ、アーレントは権威を暴力に対置したのである。暴力は、その追求している目的によっては正当化されうることがあるかもしれないが、決して正統性をもちえないからである（Arendt 1970, 50）。このようなアーレントの見方に倣いマーク・ハウガードは、「権威の場」（the position of authority）を「他者によって適切であるとみなされた場合に有効となる、パフォーマティヴな行為（…）あるいは構造化の行為」と定義している（Haugaard 2010, 1058）（12）。

このことが示しているのは、民主的原則と両立しうるような統治の権威的形態において、命令者と服従者の間の階層的関係は双方から承認される必要があるということだ。このように、アーレントやコジェーヴは権威を支配の非正統的形態から厳密に区別することを求めた。もちろん、これはこの30年間ポスト構造主義者によって行われた批判を通じて明らかになった構造的・認識論的な暴力の形態を考慮に入れてはいない。権威が承認される必要があるということは、権威の行使を有効なものにするために重要なのは、そのパフォーマンスがある特定の意味の秩序内で合理的であると受け止められることである。そのため、ハウガードはヘゲモニー的な言説秩序や社会的階層に対し、権威の正当化は相対的なものに留まることになると指摘している。それは、権威が合理的であると認められる（よって正統化される）ような認識論的枠組みを形成する。さらにこれは、権威の正統性を社会の信条的システムにのみ立脚させるため、権威とその基盤についての規範的な判断を不可能にするのだ。その結果、例えば「家長」（pater familias）の権威は、その場が社会的階層の中で広く受け入れられている限り正統なものとされる。そして、「ある社会の大多数が家父長制的権威を正統であると信じていることは、おそらく社会的な事実である」（Haugaard 2018: 127）。権威の相対的理解は、相対主義を不可欠なものにするのだ。

多くの学者と同様ハウガードも、相対主義はわれわれのポスト・モダン社会における根本的な問題であり、反民主的政治の台頭と密接に関連していると考えている。彼によれば、今日の自由民主主義体制において有権者が「ポピュリズム的・カリスマ的指導者に権威を付与するよう操作される」ことになったのは、権威の相対的な性格と、その承認はヘゲモニー的な認識体制にとって相対的であるという考えが合致したからである。なぜなら、人々は「極端で集団的でもある国家主義的イデオロギーに唆され、自分たちや他者から支配権を長期的に奪うことになる権威を正統化するよう説得された」（Haugaard 2018: 128）からである（彼もまたトランプ、ロシアのプーチン、トルコのエルドガン、英国のブレグジットの経験を代表例として挙げている）。したがって、ハウガードは権威の相対的な性格を認識しつつも、「規範的な」権威の解釈に固執しているのだ。「行為者が正統であるとみなすものが、自由民主主義の合意形成の基盤である規範的基準と照らし合わせた場合、規範としては擁護できないものであるということは頻繁にある。」（129）たしかに、アーレントは権威の相対的理解を擁護する際、構造的・認識論的暴力の問題について明確に論じることはなかった。だがハウガードが提案しているといえる権威の絶対的基準の復活は、権威のパフォーマティヴな性格に関する彼自身の分析に対して不誠実であるだけではない。これは、アーレントが権威の「専制的」（despotic）（2006, 105-106）解釈と考えていたものを助長するのであり、それは人々による

判断への依存から権威を切り離すだけではなく、最終的にはそれを承認や民主的な異議申し立ての全てから切り離してしまうのである。われわれが取り組むべき課題は、民主的異議申し立ての場に片足を置きつつ、権威の位置を定めるということだ（13）。

権威と民主的異議申し立て

リーダーシップの権威主義的な形態をさらに悪化させるようなナラティブを反復しないためには、権威の相対的な性格を真剣に受け止め、それが他者の認識に基づいている点から議論を始める必要がある。これまで私は、権威とは他者の能動的で自主的な服従、それゆえ抵抗・交渉可能性を含んでいることを示してきた。ホーニッヒは、これを権威の「抵抗可能性」(resistibility) と呼んでいる（1991, 108; 1993, 109-115）。これは、権威の内に、開けの瞬間、その実現が保留される瞬間を導入する。なぜなら、それは初めに何か別のものによって認識される（他者から承認される）必要があるからだ。権威の相対的な性格と、他者(による)の承認への依存は、権威を（それに抵抗する能力という形で）平等と包摂という民主的な原則と両立可能にするものである。パブロ・オヤルズンは、権威概念についての短いが説得力のある研究の中で、権威を権威主義的な関係から区別するものは、まさにこの開けの瞬間であると論じている（Pablo Oyarzún 2011）。権威が内向きになる、すなわち「権威が正統化原理の基盤そのものとなり、自分自身を権威づける」（2011, 234）ような時、すなわち武力に頼る時、その関係性は専制的なものへと変容する。

「これは、権威の定義そのもの、そしてその正統性を支えていた暗黙の条件が侵害される瞬間である。少なくとも表面上この瞬間――つまり必要な承認が従属者から強引に引き出される瞬間－－は、明示されてきた権威の原則が弱体化の一途を辿り始める、この原則が露骨な権威主義へと変容し始める瞬間である」（同上）。

ホーニッヒは、アーレントの権威解釈に倣いつつ、権威の要求を容認し難いものにしているのは、絶対的妥当性と抵抗不可能性の要求であると強調している。神の名、自明の真理、あるいは自由主義的な議論における絶対的な規範基準の名の下に主張されている権威は、それが要求する服従が交渉不能である限り、権威主義的であるのだ。抵抗可能性（resitability）とは、権威が容認されるために必要不可欠な条件なのである（Honig 1993, 110）。そして、この抵抗可能性の瞬間こそが、権威（authority）を権威主義（authoriarianism）から別つものである。

近年、民主体制において行政権力の抑制と均衡という重要なメカニズムを支えている制度や憲法的手続き・システムが指導者によってなし崩しにされているが、この議論を通じて、そのような統治形態の特徴について理解を深めることが可能となる。また、それは権威の妥当性を判断する絶対的な基準を復活させようとする衝動――上述した、自由主義者による権威主義への反抗的な振る舞い――が誤りであるということも示している。自由主義的な立場（ラズのサービス概念やハウガードの議論を含む）にみられた規範的、規範肯定的な議論においては、権威の妥当性が承認とは別に探求されていた。それは権威の相対的な性質に内在する民主的な異議申し立ての瞬間を抑圧することを目指していたが、結局権威から民主的要素を排除することに成功しただけである。こうした議論は、絶対的で抵抗不能な基準が存在するという専制的な主張を、権威主義に対置させてしまう危険性を孕んでいるのだ。

しかし、次のことが明らかになった。自由主義やポスト基礎づけ主義の観点を含む民主主義理論は、権威の経験は服従以外の何ももたらさないという前提に囚われてしまい、それとは異なる政治的権威の理解を提示することに失敗してきたということだ。必要なのは、権力や支配に関するポスト構造主義的議論を通じて発展させられてきた批判を政治的実践に適応させていくことであり、その中心概念を自由主義的病理の手に渡さないことである（Luxon 2018, 6）。これまでわれわれは、権威というものが暴力や武力を含む他の権力形態と同様、服従を要求するものであること、またそれが権威を要求する者とそれに服従するべき者との間に階層的な関係を生み出すということを学んできた。さらに、アーレントが権威を民主主義の前提となる平等秩序に対置していたこともみた。よって、民主主義が平等原則に基づいたものであると理解される限り、「民主的権威」について語ることは正確性を欠くのかもしれない。しかしだからといって、権威による服従の要求が民主的原則と両立不可能であると考え、権威を他の支配形態と同一視してしまうのは短慮にすぎるだろう。民主主義理論が現在取り組むべき課題は、政治的権威がどのように民主的な方法を通じて――つまり活力ある市民社会に「ポジティブ」で「価値のある」成果をもたらし、民主的な異議申し立てを可能にするような方法を通じて――実践されているか理解を深めていくことだろう。このように権威を相対的に理解することによって、民主主義理論は、活力ある市民社会を促進し、民主的異議申し立てにオープンな政治体制を可能にする政治的インフラや社会福祉制度を擁護していけるようになる。こうして、権威主義的な指導者による抵抗不可能な支配に対抗していくことも可能になるだろう。本論文が提起した権威と権威主義の区別は、民主主義理論に概念的な枠組みを提供し、社会福祉や政治的インフラという、左派の政治構想の根幹にあり続けたものの擁護を可能にする。これによって、民主主義理論は異議申し立てと運動政治を重要視する民主主義の理解を捨て去ることなく、新自由主義的な市場原理や極右勢力による破壊に対抗していくことができるようになるのである。

参考文献

Ali, Tariq. The Extreme Centre: A Second Warning. New and Updated edition. London; New York: Verso, 2018.

Anscombe, Elizabeth. 'On the Source of Authority of the State'. In Ethics, Religion, and Politics, Vol.3:130–56. Oxford: Basil Blackwell, 1981.

Arendt, Hannah. On Violence. San Diego: Harcourt Brace & Co, 1970.

――. The Origins of Totalitarianism. New York: Schocken Books, 2004.

――. 'What Is Authority?' In Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought. New York, London: Penguin, 2006.

Austin, J. L. How To Do Things With Words: The William James Lectures Delivered at Harvard University in 1955. Edited by James O. Urmson and Marina Sbisà. 2. ed., [Reprr]. Cambridge, Mass: Harvard Univ. Press, 2009.

Benhabib, Seyla. Critique, Norm, and Utopia: A Study of the Foundations of Critical Theory. New York: Columbia Univ. Press, 1986.

Brown, Wendy. In the Ruins of Neoliberalism: The Rise of Antidemocratic Politics in the West. The Wellek Library Lectures. New York: Columbia University Press, 2019.

――. 'Neoliberalism's Frankenstein. Authoritarian Freedom in Twenty-First Century "Democracies"'. In Authoritarianism. Three Inquiries in Critical Theory. Chicago; London: The University of Chicago Press, 2018.

――. Nihilistic Times: Thinking with Max Weber. The Tanner Lectures on Human Values. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2023.

Brown, Wendy, Peter Eli Gordon, and Max Pensky. Authoritarianism: Three Inquiries in Critical Theory. Trios. Chicago; London: The University of Chicago Press, 2018.

――. 'Introduction: Critical Theory in an Authoritarian Age'. In Authoritarianism. Three Inquiries in Critical Theory. Chicago; London: The University of Chicago Press, 2018.

Brownlee, Kimberley. Conscience and Conviction: The Case for Civil

Disobedience. Oxford Legal Philosophy. Oxford: Oxford University Press, 2012.

Bruff, Ian. 'Authoritarian Neoliberalism, the Occupy Movements, and IPE.' Journal of Critical Globalisation Studies 1, no. 3 (2012): 114-116.

———. 'The Rise of Authoritarian Neoliberalism'. Rethinking Marxism 26, no. 1 (2014): 113–29.

Butler, Judith. Notes toward a Performative Theory of Assembly. Cambridge: Harvard University Press, 2015.

———. The Psychic Life of Power: Theories in Subjection. Stanford, CA: Stanford University Press, 1997.

Celikates, Robin. 'Civil Disobedience as a Practice of Civic Freedom'. In On Global Citizenship. James Tully in Dialogue, edited by David Owen, 207–28. London; New York: Bloomsbury Press, 2014.

———. 'Rethinking Civil Disobedience as a Practice of Contestation-Beyond the Liberal Paradigm: Rethinking Civil Disobedience as a Practice of Contestation: Robin Celikates'. Constellations 23, no. 1 (March 2016): 37–45.

Christiano, Thomas. 'Authority'. In Stanford Encyclopedia of Philosophy. 2013. Accessed 15 March 2025. Available at: https://plato.stanford.edu/entries/authority/.

———. 'The Authority of Democracy'. The Journal of Political Philosophy 12, no. 3 (2004): 266–90.

Comaroff, Jean. 'Populism and Late Liberalism: A Special Affinity?' The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science 637, no. 1 (September 2011): 99–111.

Dahl, Robert A, and Bruce Stinebrickner. Modern Political Analysis. 6th edn. Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall, 2003.

Dean, Mitchell. 'Foucault, Government and the Enfolding of Authority'. In Foucault and Political Reason: Liberalism, Neo-Liberalism and Rationalities of Government, edited by Andrew Barry, Thomas Osborne, and Nikolas Rose, 209–29. London: Routledge, 2005.

Delmas, Candice. 'Uncivil Disobedience'. In Protest and Dissent, edited by Melissa Schwartzberg, 9–44. New York University Press, 2020.

Duke, George. 'Political Authority and the Common Good'. Political Studies 65, no. 4 (2017): 877–92.

Estlund, David M. Democratic Authority: A Philosophical Framework. 2. pr. Princeton, NJ: Princeton Univ. Press, 2009.

Foucault, Michel. 'Power, Moral Values, and the Intellectual. Interview with Michael Bess'. History of the Present 4, no. Spring 1988 (1988): 1–2, 11–13.

Gambetti, Zeynep. 'Exploratory Notes on the Origins of New Fascisms'. Critical Times 3, no. 1 (1 April 2020): 1–32.

Haugaard, Mark. 'Democracy, Political Power, and Authority'. Social Research 77, no. 4, From Impunity to Accountability: Africa's Development in the 21st Century (Winter 2010): 1049–74.

———. 'What Is Authority?' Journal of Classical Sociology 18, no. 2 (May 2018): 104–32.

Honig, Bonnie. 'Declarations of Independence: Arendt and Derrida on the Problem of Founding a Republic'. The American Political Science Review, American Political Science Association, 85, no. 1 (1991): 97–113.

———. Political Theory and the Displacement of Politics. Contestations. Ithaca: Cornell University Press, 1993.

———.Emergency Politics: Paradox, Law, Democracy. Princeton University Press, 2011

———.Public Things: Democracy in Disrepair. First edition. Thinking out Loud. New York: Fordham University Press, 2017.

———. Shell-Shocked: Feminist Criticism after Trump. First edition. New York: Fordham University Press, 2021.

Jackson, Jack E. Law Without Future: Anti-Constitutional Politics and the American Right. 1st edition. Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2019.

Jubb, Robert. 'Disaggregating Political Authority: What's Wrong with Rawlsian Civil Disobedience?' Political Studies 67, no. 4 (November 2019): 955–71.

Kojève, Alexandre. The Notion of Authority: A Brief Presentation. London: Verso, 2014.

Luxon, Nancy. Crisis of Authority: Politics, Trust, and Truth-Telling in Freud and Foucault. New York Cambridge: Cambridge University Press, 2013.

Lyons, David. 'Moral Judgment, Historical Reality, and Civil Disobedience'. Philosophy & Public Affairs 27, no. 1 (January 1998): 31–49.

McCormick, John P. Machiavellian Democracy. Cambridge; New York:

Cambridge University Press, 2011.
Otsuka, Michael. Libertarianism Without Inequality. 1st publ. in paperback. Oxford: Clarendon Press, 2005.
Oyarzún Robles, Pablo. 'On the Concept of Authority'. The New Centennial Review, Rodolphe Gasché's Discipline, 11, no. 3 (2011): 225–52.
Pensky, Max. 'Radical Critique and Late Epistemology. Tocqueville, Adorno, and Authoritarianism'. In Authoritarianism. Three Inquiries in Critical Theory. Chicago; London: The University of Chicago Press, 2018.
Pettit, Philip. On the People's Terms: A Republican Theory and Model of Democracy. Cambridge; New York: Cambridge University Press, 2012.
Rawls, John. A Theory of Justice. Cambridge, Mass: Belknap Press of Harvard University Press, 1971.
Raz, Joseph. The Morality of Freedom. Oxford: Clarendon Press, 1986.
———. 'The Problem of Authority: Revisiting the Service Conception'. Minnesota Law Review 90 (2006): 1003–44.
Redecker, Eva von. 'Ownership's Shadow'. Critical Times 3, no. 1 (1 April 2020): 33–67.
Rogers, Tristan J. 'Virtue Ethics and Political Authority'. Journal of Social Philosophy 51, no. 2 (2020): 303–21.
Scheuerman, William E. 'Recent Theories of Civil Disobedience: An Anti-Legal Turn?: Recent Theories of Civil Disobedience'. Journal of Political Philosophy 23, no. 4 (December 2015): 427–49.
Simmons, A. John. Boundaries of Authority. New York, NY: Oxford University Press, 2016.
———. Justification and Legitimacy: Essays on Rights and Obligations. Cambridge; New York: Cambridge University Press, 2001.
Sluga, Hans. 'Donald Trump: Between Populist Rhetoric and Plutocratic Rule'. Truth and Power. Hans Sluga on Philosophy. (blog), February 2017. http://www.truthandpower.com/donald-trump-between-populist-rhetoric-and-plutocratic-rule/, (accessed March 15, 2025).
Steiner, Hillel. 'May Lockean Doughnuts Have Holes? The Geometry of Territorial Jurisdiction: A Response to Nine'. Political Studies 56, no. 4 (2008): 949–56.
Vallentyne, Peter. 'Libertarianism and the State'. Social Philosophy and Policy 24, no. 1 (2007): 187–205.
Waldron, Jeremy. Political Political Theory: Essays on Institutions. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 2016.
Wellman, Christopher H. 'Liberalism, Samaritanism, and Political Legitimacy'. Philosophy & Public Affairs 25, no. 3 (1996): 211–37.
———. 'Samaritanism and the Duty to Obey the Law'. In Is The a Duty to Obey the Law?, 3–89. New York: Cambridge University Press, 2005.
Wendt, Fabian. 'Justice and Political Authority in Left-Libertarianism'. Politics, Philosophy & Economics 14, no. 3 (2015): 316–39.

注

（1）リの動向については、より詳細な研究は以下を参照。Brown, Wendy, et al. 'Introduction: Critical Theory in an Authoritarian Age'. Authoritarianism. Three Inquiries in Critical Theory, The University of Chicago Press, 2018, 特に1-2頁。

（2）Shepherd, Katie, Rachel Roubein, and Caroline Kitchener. "1 in 3 American Women Have Already Lost Abortion Access. More Restrictive Laws Are Coming." Washington Post. August 22, 2022. https://www.washingtonpost.com (accessed March 9, 2025). 米国各州における中絶禁止法の推移の概要については、Guttmacher Institute の "Overview of Abortion Laws"を参照(https://www.guttmacher.org/state-policy/explore/overview-abortion-laws (accessed March 05, 2025)。

（3）"Transcript: Donald Trump's Taped Comments about Women." New York Times. October 8, 2016. https://www.nytimes.com/2016/10/08/us/donald-trump-tape-transcript.html (accessed March 5, 2025).

（4）例えば、ジョセフ・ラズの「権威のサーヴィス概念」（Joseph Raz 1986, 2006）、クリストファー・ウェルマンの「政治的サマリタニズム」（Christopher Wellman 1996, 2005）が挙げられる。あるいは、トーマス・クリスティアーノ（Thomas Christiano 2004, 2013）やデビッド・エストランド（David Estlund 2009）のように、市民間の平等を基に権威を導く説明もある。また、これはA. J. シモンが「必要性の説明」（A. J. Simmon 2001, 102-121）と名づけたような、コミュニタリアニズムの伝統に近い立場においても見出される。そこでは、政治的権

威は――ひとつの政治体制における権威と同様――事実として、あるいは必要なものとして理解されているのであり、それは例えば倫理観の高い機関を可能にしたり（Elizabeth Anscombes 1981, Tristan J. Rogers 2019）、「共通善」（George Duke 2017）を提供する審級であると考えられている。

（5）ホワイト・ハウス前で行われた一月一日と一月六日の抗議への警察の対応を比較したものとして、以下を参照。Nicole Chavez, “Rioters breached US Capitol security on Wednesday. This was the police response when it was Black protesters on DC streets last year,” CNN, January 10, 2021. https://edition.cnn.com/2021/01/07/us/police-response-black-lives-matter-protest-us-capitol/index.html (accessed March 15, 2025); あるいはRachel Chason and Samantha Schmidt, “Lafayette Square, Capitol rallies met starkly different policing response,” Washington Post, January 14, 2021. https://www.washingtonpost.com/dc-md-va/interactive/2021/blm-protest-capitol-riot-police-comparison/ (accessed March 15, 2025).

（6）ジュブによれば、これらは全て考察から政治的権威を排除しているため事実上アナーキズム的立場を取っているのであり、その結果、市民的不服従に関する考察をあまりにも包括的なものにしてしまっている（Jubb 2019, 961）。

（7）ロールズは『政治的リベラリズム』（2005）において、国家を権威的であるとみなしうる状況について、彼のそれまでの理解を修正した。その要件とは、正統性における自由主義的な原則が一定の水準で満たされることである。それはつまり、「すべての自由かつ平等な市民が、共通の人間理性にふさわしい原則と理想に照らし合わせて、合理的に支持するであろうことが想定される要素を根幹に据えている憲法」（Rawls, 2005: 137）が尊重されるということである。

（8）正統性と正当化についてのシモンズの区別を参照。Simmons, A. John. Justification and Legitimacy: Essays on Rights and Obligations. Cambridge University Press, 2001, 102–121. またヴァレンタイン（Vallentyne 2007）、マイケル・オーツカ（Michael Otsuka 2005）、ヒルエル・シュタイナー（Hillel Steiner 2008）も同様に論理的な理由から権威の概念の考察を怠っている。ファビアン・ヴェントはこれらの思想家を、国家秩序における正当化の可能性を探究しつつも、それが政治的権威をもつ可能性は否定していることから、「正義万能型」（justice–only–thesis）の思想家と分類している。ヴェントを参照。Wendt, Fabian. ‘Justice and Political Authority in Left–Libertarianism’. Politics, Philosophy & Economics, vol. 14, no. 3, 2015, 317.

（9）ジュブ（Jubb 2019, 961）によれば、権威の概念はロールズの市民的不服従に関する議論において根本的な意味をもっていたが、セリケーツ（Celikates 2014, 2016）のロールズ批判はこれを深く追求することはしなかった。その代わり、セリケーツは民主的なものでさえ制度の権威そのものを否定している。彼は、いかなる政治的秩序も市民に対して権威を有さないという立場から議論を展開しているのだ。

（10）この点は、例えばミッチェル・ディーンが指摘している。Dean, Mitchell. ‘Foucault, Government and the Enfolding of Authority’. Foucault and Political Reason: Liberalism, Neo–Liberalism and Rationalities of Government, edited by Andrew Barry et al., Routledge, 2005, 209–29. ジュディス・バトラーは『権力の心的な生』（1997）において次のように述べている。「フーコーにしたがうなら、権力とは主体を構成するもの、その生存条件を提供し、欲望の軌道を印づけるものである。権力は、単にわれわれが反対しているものではなく、厳密な意味でわれわれが依存しているものでもある。その依存はわれわれの生存のため、われわれが自分自身の中に抱え、保持しているもののためである。」Butler, Judith. The Psychic Life of Power: Theories in Subjection. Stanford University Press, 1997, 2.

（11）それとは対照的に、動詞「yield」は経済的な負債や従属を意味する古英語「g(j)eldan」（支払う、返済する）に由来していることは注目に値する。

（12）Haugaard, Mark. ‘Democracy, Political Power, and Authority’. Social Research, vol. 77, no. 4, From Impunity to Accountability: Africa’s Development in the 21st Century, Winter 2010, 1058. ここでハウガードはオースティンの行為遂行的発話に関する理論を参照している。オースティンによれば、行為遂行的発話は「真」や「偽」であるとは言うことはできず、「幸福」あるいは「不幸」であると判断しうるだけである。それは成功の条件、つまり発話者の意図（発話力）と被発話者への実際の効果（発話効果）が一致するかどうかにかかっているのだ。以下を参照。Austin, J. L. How To Do Things With Words: The William James Lectures Delivered at Harvard University in 1955. Harvard Univ. Press, 2009.

（13）セイラ・ベンハビブが現代の民主主義理論は国家政治を軽んじる傾向にあると憂慮していたことを受けて、ホーニッヒは民主的批判の出発点として活発な市民社会を位置付けるための重要な議論を提示している。彼女は、国家が常に対象であると述べる一方で、「運動政治や批判に足を踏み入れることなく統治制度を研究することは、必然的に、異なる生き方を考慮する視点を欠いた、通常とは異なる司法政治を実践することになる」（Honig 2011 135）と指摘している。

［論文］

干渉されずにいること：アイデンティティ・ポリティクス批判における消極的自由と社会的自由の混同

Karsten Schubert　カルステン・シューベルト（著）
Kobayashi Kanau　小林叶（訳）

思いやりに欠けた自由

2022年1月、私は「キャンセル・カルチャー」とアイデンティティ・ポリティクスについて話し合うためのパネル・ディスカッションに招待された。具体的にいえば、自由や芸術、民主主義にとって「キャンセル・カルチャー」が脅威なのかということについて議論するためであった。そこでの私の役割は、アイデンティティ・ポリティクスに親和的な立場から「キャンセル・カルチャー」を批判から擁護することであった。このエッセイの目的は、そこでなされた批判を検討し、それが社会哲学におけるさまざまな自由概念と関わりをもっていることを分析することにある。パネリストが提示した批判は、リベラリズム的で消極的な古典的自由概念が、いかにしてヘーゲル主義的伝統に基づいた社会的自由概念と混同され、それが近年の議論において保守的立場へと変容しているかということを示す典型例であった。その原因は、議論の中でというより、自由概念の構造そのものにある。これに代わる三つ目の立場はフランスのラジカル・デモクラシー的伝統であり、これは個別主義に基づいて自由を構想しようとするものである。

アイデンティティ・ポリティクスに対して批判的な立場の代表的論客であったパネリストたちは、特に「ポリティカル・コレクトネス」――例えば芸術作品におけるセクシズム批判など――が表現や芸術の自由の侵害に当たるのではないかと指摘した。具体的にいえば、映画作品の中でトランス・ジェンダーの役はトランス・ジェンダー当事者によって演じられるべきだといった要求は、俳優のクリエイティビティを侵害するものであると批判された。彼らは、むしろあらゆる俳優が自分の好きな役を演じる自由が確保されるべきであり、その変身的要素こそが芝居の美しさを作り出していると主張していた。

また、アイデンティティ・ポリティクス的視点からなされた特権性批判や「ポリコレ」に内在している自由概念についても批判的に検証されるべきだという提案があった。彼らによれば、アイデンティティ・ポリティクスは自由について、誰かがそれを取得すれば別の人がそれを手放すことになるというゼロサムゲームのようなものとして理解してい

る。それはパネリストによって「思いやりに欠けた自由」（Freiheit als Rücksichtlosigkeit）であると表現され、それが他者との共同によってのみ自由は実現されうるという社会的自由の考えに対立すると主張された。というのも社会的自由とは、他者の自己実現は自己の自由の障害物ではなくむしろその必要条件であるということを説いているから、ということらしい。

このような議論が大変興味深いのは、これが消極的自由の要素、すなわち干渉されないでいるということと、社会的自由の要素、つまり共同行為の自由を選択的に混同させた解釈の典型例を提示しているからである。私の考えでは、このような自由観こそが、アイデンティティ・ポリティクスに対する広範な怒りを引き起こしているものである。それは、われわれが近年ドイツ国内、あるいは国際的な公的・学術的議論で目の当たりにしてきた通りだろう（1）。以下の分析は、このような現行の反アイデンティティ・ポリティクス的言説についてより深く理解するための試みである。

消極的自由―不干渉の政治

私は以前、「ポリコレ」に対する保守側の批判について論じた著作の中で、その批判は純粋に消極的な自由概念に基づいた既特権の擁護であると述べた（2）。消極的自由とは、政治的リベラリズムの中心的な自由概念であり、それはイデオロギーとして西洋的思考の形成に決定的な影響を及ぼしている。ここでは、自由とは不介入を意味する、と捉えられている（3）。言いかえれば、自由とは干渉されずにいること（In Ruhe gelassen zu werden）であると理解されているのだ。主体は社会に先んじて存在しているものとされ、リベラルな政治の目的は、諸個人の抵抗権に依拠しながら、そうした主体を政治的介入から守ることにあるということだ（4）。このような背景から、保守派の論客はポリコレが自由を損なう介入にあたるとして糾弾しているのだ。例えば俳優の役選びの自由への介入、ジェンダー・ニュートラルな用語使用の要求による作文の言葉の選択自由への介入、というように（5）。このような見方は、それが自由の許容範囲に関する一般的な懸念を社会に投げかけているということもあり、マジョリティーの意見として定着するようになった。これによって保守側の批判は、解放的な政治やマイノリティーによる権利の訴えなどが諸個人の権利や自由の侵害であるかのように見せることに成功したといえるだろう。自由という用語を援用することで個別的な事例を一般化する、つまり既特権の擁護をあたかも普遍的自由の擁護であるかのように見せかけるというトリックが仕掛けられたのだ。

このトリックは、不干渉という自由の消極的理解に基づいている。しかし、この理解は間違っている。なぜなら、政治的な介入から自由な主体など存在せず、社会的な生とは絶えざる介入によって成立しているからである。主体とは権力、主体化、そして特権（あるいはその欠如）から構成されている。「ポリコレ」批判は、この権力と特権に目を瞑っているのだ。われわれは、リベラルな自由観念が想定しているよりも遥かにどっぷりと社会規範の中に埋め込まれており、それを通じて構成されているのである。これは、「ポリコレ」がより多くの介入を意味するという考えが誤りであるということを示している。それは、別の規範による別の介入を意味しているにすぎない。例えば言語についていえば、ジェンダーに配慮した形によって言語がよりジェンダー化されるわけではない。ジェンダーに配慮していない形そのものが、男性系を一般化しているという意味ですでにジェンダー化されているからである。

解放的な政治を否定し特権を守るために、このような消極的自由という

的外れな見解を打ち出すことは、それがヘゲモニー的争いにおける戦略的決定であるからという原因には収まらない。このような考えは、特権的な立場に付随する認識論的無知にも起因する。言語や芸術、そして社会全体が社会的権力からさほど影響を受けていないという意味で自由だという印象は、保守的な規範から利益を享受している人々の視点からしか生じえないだろう。彼らは、自らの社会的立場ゆえに権力性を視ることができないという認識論的欠陥に苦しんでいるのだ。かつては、セクシズムに溢れた詩を発表しても抗議されることはなかった。これを自由と呼ぶのであれば、それはこの観点から眺めた場合にすぎない。

さらに、このような自由のポジショナリティは認識論的に決定されているだけではなく、もちろん政治的利害によっても条件づけられている。「ポリコレ」と非難されている政治は解放的な規範を導入することを目指しており、当然その根幹には特権の解体がある。それゆえ、特権者が「ポリコレ」に抵抗し抗議するのも無理はないだろう、彼らは失うものがあるからだ。だが彼らが何かを失うということは、他の人々、今日非特権者である人々が何かを得るということである。それは解放的な政治のいたって正常で公正な部分であるといえる。セクシズム的言語にメスを入れることは、差別的な言語を使用する特権を規制するということである。トランス俳優に配役するための新たな規範を導入することは、トランス役をリアルに演じることで称賛を浴びるシス俳優の特権を規制することである、というように。

このように社会的に差別されてきた集団の自由を増大させるため特権を再分配しようとするメカニズムは、パネリストから「思いやりのない自由」であると名指された。ここでは、歴史的に差別されてきた集団が利益を得るためには現在の特権集団が犠牲にされねばならないゼロサム・ゲームのようなものとして自由が理解されており、その概念内容を貧しいものにしている、と。特権の廃止を思いやりに欠けると形容することは、リベラルな社会存在論と完全に一致する。それは消極的自由の概念を持ち出すことで、人々が行動し社会に参与するための可能性は権力や特権によって多様に決定づけられているという事実を見えなくさせているのである。

不干渉の政治の本質は、取捨選択に基づいてある特定の社会的規範を介入と捉え、他の規範を無視するということにある。不干渉の政治は、干渉されずにいることをレトリック上はその原則として打ち出しているが、実際にはある特定の介入、自らの特権を規制することになる介入から干渉されずにいることを訴えているにすぎない。私の考えでは、これこそが反ジェンダー主義や反アイデンティティ・ポリティクスを――そして違いはあれど反ワクチン派やコロナ陰謀論のような新たな運動も――規定している一般的な構造である（6）。

社会的自由という助け舟

ここまでが、権力性に無自覚なリベラリズム的見解の典型例であった。しかし、パネル・ディスカッションで挙げられた社会的な自由とは、これとはまったく別のものである。それは、ヘーゲルやアクセル・ホネットが依拠している社会的自由概念のことだ（7）。これは、自由を不介入すなわち干渉されずにいることとして捉えるのではなく、諸個人の自由が他者の自由を条件づけているという意味で、自由とは社会的で共同的なものであると考える。パネリストによれば、この自由は特権という概念が連想させた個人間のゼロ・サムゲームのようなものではなく、社会全体が上手く組織化されることによって達成されうるものである。このような形態の進歩的政治が目指すものは特権の規制ではなく、差別されている集団も強化されるようにすべての人々のエンパワーメントを促進することである。不干渉の政治が基本的には消極的自由というリベラリズム的概念に基づいてお

り、アイデンティティ・ポリティクス批判もそこを基軸に展開されていることを確認してきたが、それではこうした見方は、議論で明示された社会的自由という準拠といかに整合しうるのだろうかという問いをここで立てみたい。

私の考えでは、これは社会的自由に依拠することの根本的な問題点を明らかにしている。たしかにこの伝統は主体を根本的に社会的な存在として把握してはいるが、それが社会的権力を不問に伏していることには変わりない。それゆえ、社会的自由はリベラリズムや消極的自由とイデオロギー的親和性があり、類似点をもっているのである。まずはその差異を分析することによって、この類似点について説明することを試みたい。リベラルな伝統とは異なり、社会的に解釈された自由とは介入の不在を意味するだけではない。主体や行為能力というものは他者との交流を通じてのみ発展可能である。言いかえれば、介入とはヘーゲル主義者にとって自由の必要条件なのだ。前社会的な原子的主体などありえず、主体とは常に社会的に構成されているのである。だからこそ、さまざまな水準で共同体を組織することが――具体的にはヘーゲルによれば家族、市場や国家――社会的自由の概念にとって中心的な意味をもっている。いかにして社会全体が組織されうるのかということが、社会で生活する諸個人が実現可能な自由にとって本質的な問題なのだ。そして、これは社会的自由の伝統における反リベラリズム的要素を生成している。社会の統一性は自由の基礎として考えられているため、それは諸個人の干渉されずにいるという消極的自由に優先されるのだ。端的に述べれば、対立が生じた際は個人よりも共同体の方が大事であるということだ。ここで問題なのは、社会的自由は主体を社会規範によって構成されているものとして理解しているのにも関わらず、リベラリズムとは別の形で権力性への無自覚に陥ってしまう可能性があるということだ。社会的自由が権力性に無自覚になるということは、共同体の秩序がもたらすパターナリズム的効果に無自覚になるということである。言いかえれば、それは自由を創出するような社会の統合機能に関して楽観的すぎるのであり、それが正常化という代償を伴うことに注意を払っていないのだ。

近年の社会哲学では、一方で社会的自由を主張するヘーゲルやホネットを、他方で自由を権力や特権の問題として批判的に解釈するフーコーやフランスのラディカル・デモクラシー的伝統とともに論じようとする試みが多くなされている(8)。批判としての自由(9)を論じるフランス的伝統と社会的自由の一致点を探ることは、理論上は可能なのだが、最近の政治的議論を見る限りその実践面において両者は明確な対立項となってしまっている。社会的自由がアイデンティティ・ポリティクスへの保守的批判に勢いを与えている一方で、批判としての自由は開放的でインター・セクショナルな政治の根幹を成しているのだ。自由概念が具体的な実践へと変換させられるこのような場面において、社会的自由の言説が持つパターナリズム的効果が露わになっているといえるだろう。

社会的自由という概念がリベラルで保守的な不干渉の政治といかに結びついているのかということを理解するためには、二つの要素が決定的に重要である。それは楽観主義への呼びかけと、社会全体への責任を自覚する普遍主義的な市民道徳への呼びかけである。この二つの要素がパネル・ディスカッションでは示されたが、両方とも共同体の普遍主義的イメージを強化している点で一致している。実践的な意味でいえば楽観主義とは、われわれの社会的世界を、セクシズムやレイシズムといった現在の抑圧的システムの中に沈積されている歴史的な不正義や搾取によって構造化されているものと捉えるのではなく、残存する差別は非本質的で表面的な現象

であり、その克服のために構造的な変革は必要ないと解釈することである。これは、進歩のためにはリソースや特権の再分配を求める闘いは必要ないと言っているようなものである。このような楽観主義は、権力構造に関する批判的社会科学の見方に根本から相反しているということは指摘されたい。

アイデンティティ・ポリティクスの個別主義によって引き起こされる共同体の分裂に対して、国民としての責任と社会全体の幸福への奉仕を要求することがこの楽観主義の直接的な帰結である。共同体が健康的な統一体であり、それが不正義によって構造化されているわけではなく、単にアイデンティティ・ポリティクスの個別主義によって脅威にさらされていると見るならば、個別主義的分裂から全体を守る責任に訴える呼びかけも意味をなすだろう。これは、アイデンティティ・ポリティクスによる特権批判が、共同体にとって目障りな介入として問題視されていることを示している。それゆえ、アイデンティティ・ポリティクスの集団に対し共同体の規範に適合することを求めるのである。これは、社会的自由に起因する一般的なパターナリズム的問題の中でも極端な形態である。ここでは、社会化による諸個人の規範化だけではなく、普遍的共同体の名において個々のアイデンティティ・ポリティクスの集団に対して戦う必要性が喚起されているのである。

反アイデンティティ・ポリティクスにおける消極的自由と社会的自由の結託

不干渉の政治と消極的自由の概念は、このようにして社会的自由の概念と結びつけられる。社会的自由は、不干渉の政治における選択バイアスに影響を与えているのだ。私は先ほど、不干渉の政治がある特定の介入のみを介入として解釈し、それ以外のものには目を瞑るという点で非常に選択的であると述べた。それでは何に基づいてこの選択がなされているのかという問いについて、それは社会的自由によって創設された健康な共同体全体への呼びかけであると答えることができるだろう。

共同体の権力構造とその規範、そして特権システムは、社会的自由の実現というその積極的機能においては理解されても、排他的で差別的であるとは解釈されない。そしてアイデンティティ・ポリティクスによる特権の再分配は自由の侵害であるとされ、それがこれまで排除されてきた人々の行動に新たな選択肢を与えたり、理解や芸術表現の新たな形式を可能にするものであるとはみなされない。これらは全てポジショナリティに関わる問いである。不干渉の政治とは、個々の特権的立場のための政治のことである。それは自らの立場を一般化し、現実の変革を拒絶するために市民道徳、共同体への責任、一般的自由といった普遍性に関するレトリックの数々を動員させることができるほど強力なのだ。排除されてきた少数派の地位にいる人々からみれば、自らの自己実現が他者の自己実現によって可能となるという社会的自由の前提と約束は確かに魅力的な理想を表してはいるが、現に存在している社会の描写としてこれは端的に誤りである。このように、社会的自由とは非常に選択的なのだ。社会は差別されている人々を犠牲にしながら特権者の自己実現を促進しているのである。

それとは逆に、社会的自由を普遍化することによって生じる排除的な機能は、介入を大仰に問題視する消極的自由によって勢いづけられているともいえる。そのため、特権を放棄しようとする人々による介入は「思いやりに欠けた」ものとして拒絶されるのだ。つまり消極的自由は、基本的権利を要求するマイノリティーが、特権者から見た社会的自由にとっていか

に厄介であるかということを明らかにしてくれているのだ。

ここまでの議論をまとめてみよう。従来社会哲学において対概念とされてきた消極的自由と社会的自由は、現在の反ジェンダー主義や反アイデンティティ・ポリティクス言説において結びついている。両者の共通点は、社会を権力によって構成されているものとして分析することや、特権システムを変革しようとする試みを拒絶することにある。消極的自由はアイデンティティ・ポリティクスにおける思いやりのなさという「不正」を糾弾する一方で、社会的自由は健康な共同体という理想を仮想現実的に思い描き、それに対して不正が加えられていると考えているのだ。

排他的であることを免れえないこのような考えに代わる民主主義的な選択肢として、普遍主義から個別主義へと移行することが重要である。民主主義的政治は、特権的立場の普遍化という誤謬ではなく、周縁を、すなわち排除されている人々の個別的な視点の多様性を拠り所とすべきである。そして、民主主義的自由とは、このような誤った普遍化に対する絶えざる批判を意味する。私の考えでは、これこそがリベラル・デモクラシーの根幹にある考えであり、われわれが依拠すべきところのものである。この考えは、私が説明したように内側からの攻撃に晒されているだけではなく、今日では世界中で勃興しつつある権威主義的国家の連合によって、類似するイデオロギー的境界線に沿って地政学的にも攻撃されている。このような戦争の時代においては、われわれの掩護する民主主義的な統一性とは、様々なマイノリティーからなる個別主義と不断の批判によって特徴づけられているという点でパラドキシカルな統一性であるということを認識することが一層重要となってくる。さもなければ、民主主義はプーチンの助けを借りずとも自ら瓦解していくことになるだろう。

注

(1) Vgl. NdM: »Goldene Kartoffel« 2021 für die unterirdische Debatte über »Identitätspolitik«.

(2) Schubert: »Political Correctness« als Sklavenmoral?

(3) Vgl. Berlin: Two Concepts of Liberty.

(4) Vgl. Menke: Kritik der Rechte.

(5) 政治理論の観点からみれば「リベラル」と「保守」をこのように同列に扱い分けることは奇異に映るかもしれない。これは、今日の保守はこのようにリベラリズムの衣をまとって現れることが常であるというテーゼを表している。さらに、かつての左翼や左派リベラルの知識人らがこのような保守的な立場をとっているということも注目に値する。これについて以下の説明を参照。Amlinger/Nachtwey: Gekränkte Freiheit.

(6) ここでは示唆に留めたが、この関連性について以下の著作が優れて啓発的である。Zu dieser von mir hier nur angedachten Verbindung sind Amlinger und Nachtwey: Gekränkte Freiheit äußerst instruktiv.

(7) 以下を参照。Honneth: Das Recht der Freiheit.

(8) Vgl. z.B. Genel/Deranty: Anerkennung oder Unvernehmen? und Heidenreich: Die Problematisierungen von Freiheit bei Foucault und Honneth.

(9) 「批判としての自由」という考えを体系的に再構成したものとして以下を参照。Schubert: Freiheit als Kritik.

［論文］

ガヴァメンタリティーの秘密
男性中心主義的なエコノミー概念と再生産の抑圧

Gabriele Michalitsch　ガブリエレ・ミシャリッチュ（著）
Kobayashi Kanau　小林叶（訳）

ジェンダーに基づいた分業は、二元的かつ階層的に構成されている一般的なジェンダー秩序を支える屋台骨である。近代において再生産労働は「愛の奉仕」かつ「女の天職」であると定義され、ブルジョア的理想にしたがって女性に割り当てられた。その一方で、戦闘の文明化された形式であるとされた賃労働は男性の義務として定着した。そして19世紀以降は、「私的な」商品・サービスの無報酬生産を労働として社会的に認めさせるための闘いが繰り広げられた（1）。フェミニズムによる不断の闘争、複雑に周縁化されているとはいえ増加しつつある女性の社会進出（2）、そして「レトリック上の近代化」（Wetterer 2003, 2005）を経たにもかかわらず、ジェンダー的階層に基づいた分業――そしてそれに伴う経済的なジェンダー不平等の様々な形態――は、いたるところで存続していることが明らかになった。社会的要求とジェンダー間の賃金格差は相互補完関係にあるからだ。育児や親族の介護などを優先し自らの賃労働を制限したり中断したりするのは圧倒的に女性の方が多いということは、彼女たちの収入や昇進の機会が相対的に低いということを鑑みれば経済的合理性に適っているように見える。そして、一般にはっきりと女性よりも高い数値を示している男性の収入が各家庭の命綱とならざるをえないことも当然に思われる。

ジェンダー的階層に基づいた分業が存続しており、それを特徴づけている再生産労働が社会的に可視化されていないことに関して、物質的な（ジェンダー）関係性が重要であることはいうまでもない。だが本稿では言説のレベルに着目し、現在普及しているエコノミーという概念（3）と、それに関連して近代の学問理論の伝統の内に深く根を下ろしている男性中心主義的要素を焦点化したい。再生産が経済や学問知から排除される時、この男性中心主義的要素は一体どのように現れているか。以下ではアダム・スミスの古典派経済学に依拠しながら、いかにして近代のエコノミー概念の定義のなかに男性中心主義が組み込まれていったか、そしてそれが再生産を経済や経済知の領域から排除し女性に割り当てることになっていったのか示したい。表面上（ジェンダー）ニュートラルな（集合的）概念のジェンダー化に関するエヴァ・クライスキー（1997, 2012）の理解を念頭に置きつつ、私はスミスの例を用いて、市場経済と同一視されているエコノミーという

一般的用語の内に秘められている男性中心主義を明るみに出したいと考えている。そこでまず始めに、エコノミー概念が再定義された過程を描き出したい。資本主義が導入され政治経済が確立されていくなかで、エコノミー概念の支配的な意味内容が読み替えられていったのだ。そして、どのようにスミスが再生産と女性性を結びつけ、それを経済的領域から排除したのかということを明らかにしようと思う。最後に、ジェンダー統治（4）のいかなる戦略がこのような概念設計と結託し、それが近代国家のジェンダー区別に基づいたガヴァメンタリティー（5）に影響を与えているか説明を試みたい。

家庭から国家へ―市場経済と再生産の抑圧（6）

語源をたどれば、エコノミー（経済）とはギリシア語のオイコスとノモスから成っている。オイコスとは「家」を、ノモスとは「法、習慣、手続き」を指しており、それは「舵をとる、管理する」を意味するネメインの名詞形である。これに従えばエコノミーとは、家庭を管理し、治め、導くことを意味する。このようなエコノミー概念の基本的理解は、自給自足を軸にした伝統的な供給経済のコンテクストにおいて18世紀まで続いた。近代中央集権国家の形成に伴い初めて、道徳と宗教に依拠していた中世のスコラ的思考は重商主義に取って代わられた。重商主義は、16～18世紀のヨーロッパの（経済）政策に決定的な影響を与え、重農主義（7）とともに近代経済の前身であるとみなされ、絶対主義的な統治を行う貴族の権力拡大をその経済的考察の中心に据えたのだ。つまり、オイコスに関する経済知は政治経済学へと変容したのである。この用語を初めて使ったとされているアントワーヌ・ド・モンクレティアンは、1615年（8）に出版されたフランスの経済状況についての重商主義的分析を『政治経済学概説』と題している。

「政治（的）」という付加詞は、それが家長（パタ・ファミリアス）による家庭の管理とは明確に区別され、今やその原則が貴族や、彼らによって担われる中央集権国家の元へと移行したことを明らかにしている。社会・知的秩序の変革とともに生じた、18世紀におけるこの経済概念の大変容は、ジャン・ジャック・ルソーがディドロ・ダランベールの『百科全書』に寄せた『政治経済論』（1755年）のなかにも見出される。

「経済とはもともと家族全体の幸福に資する賢明で合法的な家の統治を意味するにすぎなかった。（中略）やがて、父親が全てを見渡すことのできる家の統治と、首長が他人の力を借りずしてはほとんど何も把握することのできない国家の統治との間には大きな隔たりが生まれるようになっていった。」（Rousseau 1977, S. 22）（9）

その結果、「公的経済が私的経済から区別されるようになったのは当然のこと」であった（Rousseau 1977, S. 24）。「国家と家庭は、その長が構成員を幸福にする義務を負っているということ以外何ら共通項を持たないため」（Rousseau 1977, S. 24）、ルソーは倫理的経済と政治経済という区分をも導入するのである。

道徳哲学者アダム・スミスは、デイヴィッド・ヒュームと共にスコットランド啓蒙を代表する思想家であり、彼の『国富論』（1776年）において近代経済思想が「産声を上げた」ことで知られている（10）。同時代の多くの思想家とは対照的に、スミスはエコノミー概念の起源が家庭にあることを否定した。彼にとってエコノミーとはすでに疑いようもなく市場経済を指していたのである。その一方で、彼の同時代人ジェイムズ・ステュワートは、1767年に出版された――政治経済という呼称をイギリスの言説に

おいても定着させることになった――『経済学原理』において、両者の結びつきについて明確に次のように指摘している。「一般にエコノミーとは、思慮と倹約に基づいて家族の要求の一切に応えるための技藝である。エコノミーの本質は家庭に、政治経済学のそれは国家にある」（S. 8）。政治経済学の導入に伴い、家庭は経済知の領域から排除された。その後のアダム・スミスはエコノミーを次のように定義している。

「政治経済学（ポリティカル・エコノミー）は、政治家や立法者の科学（サイエンス）の一部門として考えた場合には、二つの明確な目的がある。第一に、国民に十分な収入や食料などの生活物資を提供すること、つまり、より適切にいえば、国民が自分自身で、そのような収入や食料などの生活物資を入手できるようにすることであり、第二に、十分な公共サーヴィスを提供するための収入を、国家（ステート）ないし共和国（コモン・ウェルス）にもたらすことである。それが提案することは、国民と統治者の両方を豊かにすることなのである。」（Smith 1990/1776, S. 347.『国富論（上）』614頁）.（11）

これによって、18世紀半ば以降、エコノミーは財の生産や流通の分析だけでなく、国家の福祉を確保するための統治方法として理解されるようになった。だが、貴金属の蓄積という重商主義的な発想とは対照的に、福祉とは一国で生産される財やサービスの総計として、そして労働はその供給源として定義された。

こうしてスミスは最初の主著『道徳感情論』（1759年）において、人間の行動や社会関係の基盤、そして社会秩序の諸原則の研究に取り組んだのである。『国富論』ではこの考察を元に、社会秩序がいかにしてエコノミーと国家を通じて形成されるかという問いが中心に据えられた。スミスは、新興ブルジョアジーとしての関心から「自由市場というものは機能しうる」（Rothschild 2002, S. 18）ことを示すために、依然として農業に多く依っていた社会において封建的・重商主義的な制限や特権に反対したのである。この市場とは生産者と消費者の間の匿名的関係性のことであり、消費者が他者との競合（12）のなかで自らの関心を追求することが最終的に一般福祉の最大化をもたらすことになるということだ。市場の競争原理は「（男性的）個人の統治」として、新たな生産方式に見合った統治方法へと変容したのである。そして、これは以下で述べるように新たな種類のジェンダー統治とも関連しているのだ。

戦争から競争へ―商業社会と文明化された男性性

このようにエコノミー概念が根本から再定義されたことによって、男性性や女性性の意味も新たに書き換えられた。そもそも商業とはそれまで繊細で非男性的なものであると考えられていたため、経済的成功によってそれが広まることで、男性の戦士的理想像が脅かされることになると受け止められていたのだ。スミスもこの一般的な見解を共有しており、商業は「人間の気概を低下させ、戦士的精神を消滅せしめる傾向にある」（Smith 1982/1762/63 u. 1766, S. 540）と述べている。このような男性性の低下は商業の及ぼす悪影響であるとして、彼は次のように結論づけている。「人間の精神は収縮し、上昇する能力を失い、教育は蔑ろにされるか少なくとも軽視され、英雄的精神はほとんど完全に消滅した」（Smith 1982/1762/S. 63 und 1766, S. 541）。

それと同時に、商才に恵まれていることから生じる豪奢は堕落や不埒を表すものとして、そしてとりわけ――スコットランド啓蒙の言説において頻繁に見出されるトポスであるが――男性性を脅かすものとして捉えられ

ていた（13）。贅沢な生活を送る男性は女性化していると見下された。つまり彼らは牙を抜き取られ、人生の荒波に立ち向かうことも勇気を奮い起こし男らしく逞しい行動を取ることもできず、より高次の目標に人生を捧げる準備も出来ていない人間とみなされたのであった。贅沢に溺れ堕落した男たちに支えられているような社会は軍事的に脆弱であり、それは臆病者の寄せ集め国家そのものである、と（vgl. Barker-Benfield 1992, 104ff; Berry 1997, 140ff.）。スミスもこの一般見解に同調し、戦争の職業化が進んだことによって男性の堕落が広がったと嘆いている。

「戦争も貿易へと変化した。そうして今や人は事業のたった一部門にだけ習熟していればよく、軍事的技藝の習得やその実践を全員に強いることはむしろ大きな不利益をもたらしかねないということになった。国家の防衛は、それゆえ他に何もすることのない集団の手に委ねられることになる。この群れの中では、軍事的勇気というものは消滅する運命にある。豪奢の技藝に心を奪われ、彼らは女々しく卑劣になっていくのである。」（Smith 1982/1762/S. 63 und 1766, S. 540）

しかし、商業に肯定的な価値を与えるため、それまで女性性に結び付けられていた意味を再解釈する必要性が生じた。営利活動や繊細さは肯定的に評価され、強靭さや勇気、戦いといった男性的理想は商業世界の構造のなかへと組み込まれていった。成功したビジネスマンという新たなモデルが勝利する戦士のそれと結びつくことによって、女性的になるという危険性も回避された。それと同時に、商業は文明化を促進し徳を洗練させる動力として、つまり平和をもたらすものへと進化したのである。このように商業は文明化の動力として、また人間「本性」を平和的にする手段として解釈され、これは資本主義を導入する際のイデオロギー的基盤を形成した（vgl. Hirschman 1984/1977）。スミスもまた、商業によって平和的な効果がもたらされるとし、それは商業がもたらしうる「すべての影響のうちで、飛びぬけて重要な点」（Smith 1990/1776, S. 334.『国富論（上）』594 頁）であると強調している。

「商業と製造業は秩序や善政を、そしてそれとともに、以前は隣人との絶え間ない戦争と、領主に対する隷属的依存状態の下で生活していた地方住民の間に、個人の自由（リバティー）と安全を次第に導入していった。」（Smith 1990/1776, S. 334.『国富論（上）』593-594 頁）

こうして商業社会（commercial society）は文明社会の上位概念にまで発展したのである（Smith 1990/1776, S. 211）。戦士的美徳の理想は競争経済のモデルに取って代わられ、またそのようにして「文明化された」男性性へと変容したのである。つまり男性とは平和的手段を通じて世界を征服するのであり、戦争とは経済的競争を意味するようになったのだ。さらに勇敢さやリスクへの耐性も商業を営む者にとって重要な素質とみなされるようになった。競争や私的利害関心によって特徴づけられ、その結果敵対的であるとみなされた外的世界は、相互の愛情や温もりによって特徴づけられ、真の愛と調和を体現する家族（vgl. Smith 1982/1759, S. 39）とは著しい対照を成していた。このような家族は、今や（ブルジョア）女性「本来の」活動領野として、新たな男性的理想とは区別される形で構想されたのである。資本主義の特徴である市場と経済（エコノミー）の同一化、労働と生活の分離、それに伴う「ジェンダー特性」（Hausen 1997）の構成やジェンダー分業はすでにはっきりとその原型を示しており、スミスの思想の内にも見出される。

分業から天職へ――ブルジョア女性の教育と排除

スミスはすでに経済と市場の同一性を自明視していた。家庭内部の関係性には立ち入ることなく、女性に割り当てられた家庭は「中立的な」消費者単位とみなされ、（再）生産の現場としては問題にされなかった。出産や教育、そして子どもたちを生産的な労働力、忠実な市民へと育て上げることについて、スミスの「国富論」における考察のなかではまったく考慮されていない。そのため、分業に関する詳細な研究のなかでも、彼は市場と家庭の間に存在するジェンダーに基づいた分業や、商業活動における女性排除、そして女性使用人の過多といった事柄について一切言及していない。再生産は視野の外に置いたまま、スミスは生産活動における分業に議論に限定していたのである。これは、スミスにとって一国の富かさを決定づける根本的な中心要素であった。なぜなら、「立派に統治された国家で、社会の最下層の人々にまで行きわたるような一般的富裕を実現するのは、分業の結果として生じる、さまざまな職業全体における飛躍的な増加である」（Smith 1990/1776, S. 14.『国富論（上）』40 頁）からである。だがスミスは、それがもたらす破滅的効果についても言及している。

「彼の変化に乏しい生活がもつ画一性は、自然に彼の心の豪胆さを台無しにし、兵士という不規則で、不確実でしかも危険の多い生活を嫌悪の目で眺めるようにする。（中略）彼独自の職業で培った器用さとは、このような仕方で、彼の知的、社会的、さらには武勇という徳目を犠牲にして、獲得されるもののように思われる。だが、あらゆる改良され、文明化された社会では、これが、政府がそれを防ぐために配慮しないかぎり、労働貧民、つまり大部分の国民が必然的に陥るにちがいない状態なのである。」（Smith 1990/1776, S. 662f.『国富論（下）』420-421 頁）

ここでスミスが特に強く懸念していることは、身体的強靭さ、気概、起業家精神、そして何より闘争精神という特徴を備えた男性性が喪失してしまうということである。スミスによれば、これを維持することは国家の務めである。そのため、公立学校設立に関する彼の要求は、男子の教育施設に限られていた。それとは対照的に、彼は女子のための教育施設は無駄であると考えていた。

「女子教育のための公的な機関は存在しないから、したがって、彼女たちの教育の一般的な過程における無駄で、不条理で、奇怪なところが存在するはずがない。彼女たちは、両親や後見人が、学んでおくほうがためになるし必要だと判断することを教えられ、それ以外には何も教えられない。彼女たちの教育のすべての部分は、明らかに一定の有用な目的、つまり、人間として自然にもつ魅力を向上させたり、慎み深さ、謙遜、純潔とか家の切盛りに対する精神を形成すること、さらに、家庭の主婦になりやすくし、そうなった時に適切に振る舞えるようにすること、これに置かれている。」（Smith 1990/1776, S. 661f.『国富論（下）』419 頁）

スミスは、母親としての女性が子どもに対して果たす教育的機能――少なくともスミスは子どもの数によって間接的に女性の価値を定義している（Smith 1990/1776, S. 61）――を強調してはいるが、これがいかなる専門教育も必要としていないのは明らかである。彼にとって母親の仕事とは、女性が「生まれつき」体得することのできる、女性の天職を意味していたのである。教育の欠乏により専門的な技能や知識を必要とする仕事から排除される運命にあることは、スミスのジェンダーに基づいた社会的役割の分担と表裏一体であった。

『道徳感情論』において、スミスは男女を根本的に異なるものとして構想していただけではない。そこに序列関係が存在することもすでに織り込み済みであった（vgl. Michalitsch 2010, S. 125ff.）。それはジェンダー特有の美徳という形で表現され、それを陶冶することが教育の優先的な目標であると捉えられていた。公的な領域で展開される「より高次の」男性的美徳として――商業が文明化や平和創出を促進させる効果をもっていることが喧伝されていたにもかかわらず――武勇には特別な意味が与えられていた。そして、私的な領域で展開される「より低次元の」女性的美徳は清淑のようなものであり、それは女性的セクシュアリティのもつ危険性を回避するためのものであった（vgl. Smith 1982/1759, S. 332）。これはジェンダーごとに異なる役割を、それぞれ分離された社会的空間のなかで遂行するべく定めていたのであり、そこに序列関係が存在していることはスミスにとって疑うべくもない事実であった。男性が女性に対してそうであるように、公的領域は私的領域の上位に位置付けられていたのである。このような二元的かつ階層的な秩序は、スミスの政治経済学的論考の基礎をなしていたのだ。

しかしながら、労働賃金に関する彼の考察から明らかなように、スミスは労働生活全体から女性を排除していたわけではない。彼は基本的に市場メカニズムではなく、企業家と労働者の間の異なる利害・権力の相違によって賃金水準が決定されると考えていたが、これは生活可能な一定水準を超える、少なくともそれを満たす必要があった。そうでなければ労働者による家族の扶養が不可能になってしまうからである（Smith 1990/1776, S. 56）。これと関連してスミスは、女性は「子どもの世話をする義務も負っているため」（Smith 1990/1776, S. 59）自分自身を養うだけで精一杯であると説明したリチャード・カンティロンを参照している。だがスミス自身は自分の立場をはっきりさせていない。「それゆえこう見てくると、家族を養っていくためには、最下層の並の労働者の場合でも、夫婦合わせた労働が、二人の生活を維持するために必要なものよりも多く稼がなければならない、ということはまず確かだと思われる」（Smith 1990/1776, S. 60.『国富論（上）』119 頁）。このように「最下層」においては女性の労働が普及していることは認識されているものの、ブルジョア階級に関していえば、スミスの女性の労働に関する言及は見出されない。しかし、スミスは「自分の家族を養うために必要であると考えられている」（Smith 1990/1776, S. 60）よりも大きな収入を得ている財力のある男性は、その余剰分を使用人に注ぎ込んでいると指摘している。一家の生計が財力のある男性の肩にかかっており、内示的に扶養責任が男性に課せられているという点で、家族の扶養者としてのブルジョア男性のモデルを垣間見させている。

それに加えて、『国富論』における政治経済学的コンテクストのなかで女性やジェンダー関係についての考察は全くの空白にとどまっており、ここに非命名化の戦略が反映されている。それは、『国富論』中で省かれ対象化されていないものについて問うことの重要性を示しているのである。

ガヴァメンタリティーの秘密と政治経済学に基づいたジェンダー統治

アダム・スミスは、ジェンダーを二項対立・階層的に構想してきた人文・社会学的伝統の内に位置づけられる（vgl. Marshall/Witz 2004）。ジェンダー構造に関する彼の明示・内示的解釈は、表面上はジェンダー・ニュートラルな概念に基づく秘められた男性中心主義と結びついており、これはスミスがジェンダー・カテゴリーの形成と二元的・階層的なジェンダー関係の再生産に言説的に貢献したことを示している（14）。家庭という私的

領域は経済的なものの領域から除外され、それはせいぜい消費者として、あるいは労働供給に影響を与えるブラックボックスという意味を与えられるだけであった。その際、表面上はジェンダー・ニュートラルな共同体概念である市場という概念や、同じく脱ジェンダー化された関連概念を隠れ蓑にして、エコノミーと男性性の秘められた結びつきは表舞台から姿を消していった。これにより、女性に割り当てられた「私的な」業務も労働として認識されなくなっていった。エコノミーは、スミスが公的なものに数え入れていた市場として再定義され、それは通常労働者や使用人として働いている最下層の女性だけがアクセスできる場であった。これに対しブルジョア女性はそこから締め出されていた。こうしてエコノミーが市場経済として再定義されることによって、ジェンダー秩序の根本的な「最初の屋台骨」が形作られたのである。

近代国家の統治性とガヴァメンタリティーに関するフーコーの理解の観点からいえば、スミスはその後伝統となった――人口管理の戦術と結びつきその中心的統治は安全（セキュリティ）メカニズムにある――政治経済学を構想していた。この意味でスミスは社会的現象をジェンダーごとに異なったものとして分析していたのであり、人口をジェンダーによって分割していた。彼は『国富論』で示された「生来の自由に基づいた簡潔なシステム」たる市場概念を通じて政治経済学的戦略を発展させたのであり、これはジェンダー別に切り分けられた人口管理に適したものであると考えられていたのだ。このような市場システムに基づいた管理は、法や規範とは異なる新たな統治の登場を示唆していたのである。それは安全（セキュリティ）メカニズムであり、直接的に禁止や規律を課すことなくある特定の現象を誘発させたり、あるいは妨げたりして、コントロールし統治するというものである（vgl. Foucault 2004, S. 162）。ここでは市場は、安全メカニズムにおける非中心的な「装置」として理解されており、それは人口内部に存在する根本的なジェンダー間の不平等や階層を、直接強制力を行使することなく、「自由」の枠組みのなかで固定化させるのである。その際ジェンダー別の教育や賃金水準に関するスミスの考察は「二つ目の屋台骨」として、二元的・階層的ジェンダー規範を支えていることが明らかになる。教育の欠乏と低賃金は、強制措置を導入することなしに女性の従属化を推し進めているのである。

最後に、政治経済学は市場概念を通じて（男性）諸個人間の利益追求型競争による統治を喧伝しており、これが近代国家のガヴァメンタリティーを規定している。しかしこれと切り離せない関係にあるのが「秘密の」（15）ガヴァメンタリティーであり、これはケアの論理に沿って女性性に紐づけられた、見えざる再生産に基づいている。フーコーによって度々強調された、言説から締め出され、沈黙を強いられたものについて、それをクライスキーに倣って概念レベルでジェンダー批評的に考察しようとする試みは、近代国家の統治とガヴァメンタリティーが抱えるジェンダー分裂という二義性を明らかにすることになるだろう。その際、市場と「私的な」家庭は、矛盾した論理を抱え込む制度的な屋台骨となっているのだ。スミスによれば政治経済学の知識は市場に限定されるが、その「秘密」とは抑圧され、同時にいつも暗黙のうちに前提されている再生産のことである。こうして再生産が――それが国内総生産のおよそ三分の一に相当する規模であるにもかかわらず（vgl. Biffl 1989）――経済的に不可視であるということが、政治経済学によるジェンダー型統治の本質的な要素を成している。それはジェンダーに基づく分業だけではなく、経済的ジェンダー不平等のあらゆる形態と関係しているのだ。

アダム・スミスの統治論と同様、ここでも法的規範化、規律メカニズム

と合体した規範化、そして安全メカニズムと結びついた規範化が相互に入り組んでおり、それが二元的で階層的なジェンダーやジェンダー関係性を生み出している。20世紀を経てジェンダー秩序の確立という点で法と規律による直接的な強制がその意義を失っていった程度に応じて、安全メカニズムと結びついた「自由」もその持続性を強めたということができるだろう。ジェンダー体制は変化し、ジェンダー関係も変貌を遂げつつあるものの、その階層性は「自由」な市場経済と経済（エコノミー）的知によって担保されたままである。したがって、経済的「自由」は、まさにジェンダー間においても権力・支配関係を構成する上で不可欠な一要素となっているのである。

注

（1）バーバラ・レイ・スミス・ボディションは、すでに1857年に『女性と労働』のなかで女性の賃労働に関する問題に取り組んでおり、女性を結婚や家族に縛り付けることを批判し、女性の経済的自立を訴えている（Leigh Smith (Bodichon) 1857）。工場での女性労働の禁止に関する議論――そこには新古典派経済学「創始者」の一人であるウィリアム・スタンレー・ジェヴォンズも加わり、母親の工場労働に反対していた――に対して、フェミニストのウルスラ・ブライトは1882年「マンチェスター・ガーディアン」のなかで、「もっとも重要な特徴があたかも性的能力と生殖能力にあるかのように」女性が定義されることに抗議し（Bright 1882, zit. in: White 1994, 55）、自己防衛の機会を増進させるため女性の参政権を求めている。アダ・ヘザー・ビッグは、1894年「エコノミック・ジャーナル」に寄せた彼女の女性の労働に関する研究のなかで次のように述べている。「彼ら（男たち）が反対しているのは妻が給料を稼ぐことであって労働そのものではない」（Heather-Bigg 1894, zit. in: Pujol 1992, 61）。彼女は、女性の無償労働の存在を無視し、彼女たちの経済的繁栄への寄与を否定し、そして彼女たちへの支払いを拒否することによって扶養者としての男性のステータスを確保しようとする試みについても指摘しており、「経済的依存」の代わりに「妻の側の経済的共同作業」の必要性を訴えている（Heather-Bigg, zit. in: Pujol 1992, 61）。シャーロット・パーキンス・ジルマンもまた1898年に発表された『女性と経済』のなかで家事労働の分析を展開しており、家庭という監獄から女性を解放する必要性を訴えている（Gilman 1898）。

（2）ドイツとオーストリアにおける女性就業率は1970年代以降増加しているものの、フルタイム換算の女性の労働参加率は1990年代以降一定に留まっている。

（3）訳注）本稿ではWirtschaftと区別するため、Ökonomieを文脈に基づいてエコノミー（概念）、経済（エコノミー）などと訳出した。

（4）「諸々の導きを導く」ものとしての統治とは、フーコーに従えば人間行動の調整(レギュレーション)を目的としており、それは単に主体を従属化させたりコントロールしたりすることではなく、むしろ主体を生み出すことと関係している（vgl. Foucault 2004, 102ff; Foucault 1996, 119）。このような統治概念は、政治的あるいは経済的管理の相互作用だけでなく、強制的な要素と自由的な要素の絡み合いの把握を可能にする。ジェンダー統治という概念は、ここではとりわけジェンダー化された主体の形成を指している（vgl. Michalitsch 2012b）。

（5）ガヴァメンタリティーという用語によってフーコーは統治性の根底にある合理性を指摘したのであり、彼によればそれは近代国家の観点から見た場合、人口志向性、政治経済学的知、そして安全メカニズムによって特徴づけられている。人口とは18世紀に登場した新たな政治的形象であり、それは主権者の意思に従属する臣民の集合体ではもはやなく、今や「動向の総体」として、「その自然的特性に基づいて管理されねばならない」ものとなったのである（Foucault 2004, 108）。安全メカニズムとは、広い意味での調整的コントロールとして理解することができる。フーコーは、法のメカニズム、規律のメカニズム、そして安全のメカニズムを区別していた（vgl. Foucault 2004, 162）。

（6）以下では、Michalitsch 2010の議論が繰り返し参照される。

（7）重農主義者とは、ルートヴィヒ15世の侍医フランソワ・ケネーを中心としたフランスの啓蒙思想家の集まりであった。重農主義(フィジオクラティー)（自然の支配）という用語はケネーの著作「フィジオクラシー、或いは人類にとってもっとも有益な統治の自然な構成」（1767年）から採られたものである。

（8）スクルートン(2007)のように、1613年を出版年としているケースもある

（9）明記された著作を除き、引用文献の翻訳はすべて著者による。

（10）例えばマルクスは近代経済学の始まりを別用に定義している。「近代政治経済学の歴史はリカルドとシスモンディで幕を閉じたのであり、（中略）それは17世紀末にペティーとボワギュベールによって始められたのと同様である」（Marx 1851

(MEGA II/1.1), 3)。

（11）訳注）日本語訳は以下を参照。アダム・スミス『国富論（上）』『国富論（下）』、高哲男訳、講談社学術文庫、2020年

（12）バーナード・マンデヴィルは、論争を呼んだ彼の蜂の寓話（1704）のなかですでに資本主義の導入に伴い登場しつつある新たな価値や規範について主張しており、スミスはマンデヴィルの立場からは表面上距離を取っていたとはいえ、最終的には彼に依拠することができたのである。

（13）だが同時にスミスは豪奢を、女性の出産能力を脅かすものであるとも捉えていた（vgl. Smith 1990/1776, 68）。

（14）さらに、スミス的レトリックに見出される露骨な男性中心主義についても指摘されたい。そのさまざまな表現からも読み取れるように、スミスは著作のなかで男性的な政治的公共圏における「兄弟愛」の普遍性に訴えかけている（vgl. Michalitsch 2010, 121ff.）。

（15）秘密とは少数者によって匿われた知、知られざるもの、研究されていないもの、語られていないもの、概念内部に隠されている意味内容、概念解釈におけるシステム的省略、無意識あるいは内示的な概念使用と関係している（vgl. Kreisky/Sauer 1997, 10ff.）。秘密(ゲハイム)とはとりわけ家(ハイム)と結びつきをもっている。政治学的メインストリームが依拠している「信頼に足る概念住宅」（das traute Begriffsheim）に関してクライスキーとザウアーは以下のように強調している。「この共同体からの排除が意図的に実行された排除であるということは稀である。むしろそれは、概念やカテゴリー、理論が合意のもと包括的に形成されていくことによる影響なのである」（Kreisky/Sauer 1997, 16）。

［論文］

私が計画経済について知っている二、三のこと

Jan Groos　ヤン・グロース（著）
Kobayashi Kanau　小林叶（訳）

① 市場 vs 計画

ここでの問いは、計画経済の存立可能性についてではなく、その種類についてである。

今後生じる決定的な対立は市場 vs 計画という基軸―この領野でもまだやるべきことは残っているものの――に沿って展開されていくのではない。決定的な対立は、所有関係には一切手をつけず、最終的には搾取・破壊的関係性という現状の維持に努めるテクノクラート・資本主義的計画経済と、根本的な構造的変革に重きをおく民主的計画経済との間に存在する。

② 柱

自由な計画経済とは、地球の生態学的限界の範囲内で機能する民主的な経済秩序であり、すべての人類およびそれを上回る自然の要求を考慮に入れることを目指すものである。その場合、経済活動は他の諸領域から独立した個別領域としてではなく、むしろ真に社会的で政治的な、そしてエコロジー的な実践として捉えられる。それは思いやりのある関係性の元、再生産サイクルの中で、あるいはそれとともに実践されるのだ。

民主的な計画に必要な想像力と構築の作業において中心的な柱となるべきものは、自由と安全である。これらは競争や際限なき成長、そして破壊の上に成り立っている経済システムの元では包括的に実現されえない。だが両方とも正当な要求であり、適切に理解されれば完全に達成されうるものである。

③ 自由の誤解

自由主義も保守主義も、真の自由や現実的な安全を作り出すことができずにいる。自由主義者の自由は、本質的に統治技術としての生存不安に依拠している。ここでの自由とは放置されていることや脅威を意味する。それは、ダモクレスの剣がいつ頭上に落ちてくるか分からないからだ。保守主義者の自由は排除の上に成り立っており、それも同じく恒常的な不安―誰かが自分の小さな要塞を破壊しにやって来るかもしれないという不安―や脅威をその内に抱え込んでいる。

「自由市場」という概念のペアを政治的イメージの網膜に焼き付けることに成功したのは、経済自由主義のイデオロギーが行った狡猾な策略によるものである。だがこの自由における40年間の実験が証明したのは、そ

れが危機や厄災を構造的に不可避な形で生み出すということであった。その自由とは、無知であることへの自由、競争への自由、排除への自由、そして私たちを存在せしめているものを破壊することへの自由を意味していた。

だがこの自由をめぐって混乱が生じており、これはチャンスである。

④ 約束

なぜなら、自由な計画経済は、まさに真の自由と現実的な安全を約束するものだからだ。これらは共同で行われ、思いやりに基づいた関係性の土壌においてのみ成立しうる。他者への包括的な考慮によって初めて私自身の安全も生み出される。そして、この安全性が基盤となって初めて社会的自由——結び付けられているがゆえに自由であるという自由——が発展しう。生存的不安からは解放された自由がやっと手に入るのだ。

⑤ 新たな安全テクノロジー

住居、食料、エネルギー、介護、医療、公共交通機関など、生存に必要なすべての資源を普遍的かつ無条件に供給するということが、自由な計画経済の基礎をなす。これらは良い意味での安全テクノロジーである。それは生存不安から解放された自由として、現在や将来の安全性に関わる知を生み出している。

⑥ 強制

労働の強制は非効果的だ。それは資本主義においても現実に体験された社会主義においても非効果的であったし、これからの民主的計画経済においても同じだろう。自由な計画経済において労働の強制は存在しない。その代わり、積極的参与が魅力的なものとして示されねばならない。その原則とは、「能力に応じて、要求に応じて」である。

民主的計画における民主的なものは、それ自体が目的であるだけではなく、より高い自由度の実現の他にも、結束力を生み出す。それは、疑わしい集団意識やナショナリズム、暴力の脅威や強制といったものをしっかりと解消し、なおかつその影響を受けていた人々からも受け入れられるような決定を下すことができるようになるために必要なものである。

⑦ 公共の贅沢

私たちがみな空虚で過剰な贅沢に耽ることができるというのは、資本主義が安っぽい手品師のごとく演出する大きな嘘である。この贅沢は、常に他者——他の人間やそれを超える自然——の犠牲の上に成り立っている贅沢であるがゆえに、構造的な不安定を生み出している。だが、万人のための贅沢も存在する。それは公共の贅沢だ。公共交通機関でアクセス可能な無料の素晴らしい大衆浴場があれば、どうしてちっぽけなプールが必要であるだろうか？

個人の消費の節度と公共の贅沢は、手を携え進んでいくことができる。

⑧ 社会化≠国営化

生存の安全と公共の贅沢は、非商品化、民主化、そして（再）生産手段の共有財産化、つまり社会化（Vergesellschaftung）によってのみ可能となる。しかし、ここでの社会化とは国有化（Verstaatlichung）と同義ではない。むしろ、私有・国有財を超えて、直接関わる集団の利益と一般の利益の調停を図るような共有財への共同アクセスの形態を発展させてい

くことが重要だ。この具体的形態についてはさまざまな提案があり、すでに実践されているものもある。コモンズに基づいたアプローチに加え、ここでは特に「ドイチェ・ヴォーネンを没収せよ」運動（DWE）のような活気に満ちた社会化の運動を挙げることができる。この運動はベルリンにおける住宅市場を例に、住宅物件を共同財産として集団で管理するための方法について、評議会という形でセクターの拡大も含めたやり方での非常に具体的な提案を行なっている。

社会化の目標は国有化ではなく、経済の民主化である。これが同じものではないということは、「現実に体験された社会主義」の歴史が明らかにしている。

個々の企業やセクターの社会化が重要な第一歩であることはたしかだが、まだ多くのやるべきことが残っている。

⑨　民主的計画

全方面での相互依存が進み、地球規模の問題が蔓延する世界においては集団的な調整と協力が不可欠である。たしかに市場も調整機能を持ってはいるが、気候変動のような問題が市場や営利追求、私有財産の力といったバラバラに存在する対立を通じて生産的な形で問題化されうると信じている人がいれば、彼（彼女）はこの戦略がもたらす環境面での成果を探してみればよい。

現実に存在する一般的な依存関係を構造的にも考慮に入れる必要がある。これは民主的な計画においてのみ可能となる。

⑩　分権と集権

自由な計画経済は完全なる分権型でも集権型でもない。むしろそれは分散的、つまり分配されているのだ。部分的に自立したレベルのローカルな知と、民主的に正統性を与えられた上層部による管理の可能性が必要である。

⑪　共同計画

中央計画は挫折する運命にある。ここで重要なのは、ある計画を立ててそれを実行に移すことではなく、共同して計画を立てるということである。これはさまざまな地理的・機能的次元と関わっている。地域、地方、社会全体、セクター別計画、企業レベルでの計画または中央型計画の要素など、こうしたもの全てが反復的な交渉を通じて計画のプロセスに組み込まれているのだ。ラジカル・デモクラシー的サイバネティクスの分野における研究は、機能的分業が異なるレベルで存在しつつも、各システムの上位目標が半ば自律的に機能する「下位レベル」からも生み出されるという、ダイナミックな計画の形態を指摘している。

⑫　再生産としての生産

いわゆる経済的利益の優先がエコロジー的利益の優先によって簡単に取って代わられると考えることはできない。これはまた別の対立を新たに生み出すことにしかならないだろう。これまでエコロジー的なものが外在的要因として排除されてきたからといって、今度は生産領域を無視するのであれば、それは外在的に思考する人々の排除を意味することになる。しかし、エコノミー経済（Öko-nomie）もエコロジー（Öko-logie）も別々の領域ではない。したがって、経済的なものに対してエコロジー的なもの

の復権を目指すことが問題になっているわけではない。むしろ生産を常に再生産として捉え直し、実践することが重要なのである。

⑬ 限界

自由な計画経済は、私たちを維持する生物・物理学的循環の内部で、あるいはそれとともに機能するという点で、物質的である。それゆえ、それは一方で再生産の生態学的サイクルの限界によって、他方では諸個人および集団の要求によって特徴づけられている。これらの限界はいずれも客観的には与えられたものではなく、あたかもそうであるかのように振る舞うのは賢明ではない。限界は常に、それを生み出す社会的交渉のプロセスの一部となる。この交渉プロセスは、それが民主的にそして対等な立場で行われる時に正しく機能し、受け入れられるようになる。このような必須の民主的能力は、包括的な社会化の土台の上で初めて可能となるが、それは社会化が実際の民主的参加のための物質的基盤を提供するためである。エコロジー、集団的所有関係という形式の支配能力、そして民主主義というのは互いに切り離すことができないものなのだ。

⑭ 惑星規模（プラネタリー）の感覚

自由な計画経済は多くのファクターに基づいた計画であり、そのため定量・定性的な様々なデータに依っている。だが地球に関する包括的で技術的な「センシング」は、客観的な視点や「行動」に関する答えや指示を生み出すわけではない。それは政治的プロセスの叩き台として機能するような、データの反論可能な解釈にすぎない。しかし、もちろんそれ自体は不可欠なものである。

⑮ デジタル社会主義

メタ管理に関する問題に際して、デジタル・プラットフォームのサポートが必要となるのは言うまでもない。しかし、同時に多くの要求はそのようにコミュニケートされたり、交渉されたりすることができないということを忘れてはならない。やはりここでも民主的な交渉プロセスに参与するための形態を見出し、それを提供する必要がある。そこでもっとも重要な要素となるのはテクノロジーではなく、単純に時間だろう。

どのようなプロセスを自動化し定量的パラメーターに沿って処理できるか（あるいはしなければならないか）、どのようなプロセスを政治的に交渉すべきか、ということに関する問いは社会的な交渉プロセスの一部を成している。政治化が必要であるかを判断するための有用な区別は、時間の経過とともにほぼ変化がなく、したがって資源の配分（アロケーション）にも大きな変化をもたらすことがないプロセスと、生産能力、ひいては資源の配分に実質的な変化をもたらすことになるプロセスとの間にある。後者は政治化されるべき投資決定であり、前者は（部分的な）自動化やデジタル・プラットフォーム等による調整に適していると考えられる。

政治的プロセスにとっても技術的なサポートは可能であり、必要である。例えばアクセスしやすいデータや情報資料、シュミレーションやデジタル・フォーラムなどが挙げられる。ただし、ここで決して忘れてはならないことがある。それは政治的プロセスをテクノロジーによって代替することはできないということだ。

⑯ 新たな豊かさ

自由な計画経済は、より多くの消費財を生産する既存の資本主義経済の効率性を模倣することに一切関心を抱いていない。社会主義的経済学者たちですら、このゲームに参加するという誤りを犯してきた。私たちはこの経済と競争状態にあるわけではない。ここでは、まったく違う競技が問題になっているのだ。

自由な計画経済の約束は、それとはまったく異なる。それは公共の贅沢や民主的参与、生存の保障、節度ある消費、そしてなにより――自分自身に対する、他の人間に対する、それを超える自然に対する――思いやりのある関係性を約束する。そのため、際限なき成長と飽くなき消費という考えに囚われていない限り、私たちの社会的再生産を保証するのに十分な資源が実際に存在するということを考慮に入れた、豊かさの新たなイメージを構想することが必要である。この豊かさを契機に、それを私たちの生存にとって不可欠な再生サイクルとの配慮ある関係性の中へ組み込むことができるとしたら、「経済」問題の根本的な方向転換が生じることになるだろう。そこでの問題は、ますます希少化する資源を効率よく分配するためにいかなるシステムを導入すべきか、ということではもはやない。むしろ、人間や人間以外の生物、そしてそれを基礎付けている再生サイクルも含めた私たち全員がこの豊かさを実りある形で未来に向けて活用していくためにはどうすればいいか、という問いであるはずだ。

訳注

原文斜文字は、訳文で傍点に置き換えた。

［論文］

山本太郎とれいわ新選組 ―新自由主義日本のための、愛と、ポピュリズムと、ラディカルなデモクラシ

Andreas Eder-Ramsauer　アンドレアス・エーダー＝ラムサウアー（著）
Park Seong-Joon　朴勝俊（訳）

はじめに

現在の日本の政治状況は、2011年3月の東日本大震災に端を発する二つの相反するトレンドによって特徴づけられている。一方では、福島第一原発の炉心溶融事故が日本の市民社会を幅広く政治化させ、反原発運動のみならず、フェミニズムから人種差別反対、平和主義に至るまで、のちの多くの社会闘争を再活性化させた（1）。他方で、2009年に反体制を掲げて勝利した、中道左派から中道右派までを含む民主党は、この大規模な危機の重圧に押しつぶされ、他の政策分野でもあまり見せ場がなかった（2）。2012年の民主党政権の前代未聞の崩壊によって、保守の自民党が無敵ともいうべき権力の座に返り咲き、戦後民主主義の特徴であった一党支配が復活し、一枚岩ではないがヘゲモニー的（覇権的）な新自由主義を中心とする2009年以前の政策的収斂が復活した（3）。

市民社会の活動は、プログレッシブ政党（革新政党、進歩主義政党）の運命に大きな変化をもたらすまでには至っていないが、元俳優の山本太郎が政治家として登場し、2019年に日本初の左派ポピュリスト政党（left-wing populist, LWP）を設立するに至った。現状打破を目指すれいわ新選組（以下、れいわ）は、保守的な自民党の支配を打破するだけでなく、日本社会を支配する新自由主義を終わらせることを目指している（4）。

れいわの指導者中心主義には民主主義的・多元主義的性格が欠けているのではないかと疑問を呈する論者もいるが（5）、左派ポピュリズムが日本の民主主義を再活性化・急進化させる新たな方法に、可能性を見出す論者もいる（6）。とはいえ、れいわの言説（discourse）に内在するアイデンティティ形成プロセスが、ポピュリズム的な指導者中心主義と、多様な民主的闘争のための自律性をめざすラディカルな民主政治によって、実際にどのように形づくられているのかに関しては、我々にはまだまだ体系的な理解が欠けている。そこで本稿では、以下の研究課題を検討する。れいわの言説構造はどのように「人々」に訴えかけているのか。れいわの言説の特徴としての、（妥協なき集団性を生み出す本質的戦線としての）敵対性（antagonism）とは何か。この言説構造はいかにして、代表制の垂直的形式と、自律的で多様な闘争や要求の水平的なつながりとの間に、折り合いを付けているのか。これらを、エルネスト・ラクラウとシャンタル・ムフ

の仕事や（7）、言説分析の「エセックス学派」を基礎とする研究アプローチに従って解き明かしてゆこう。

言説の形式的な特徴（敵対性がどのように描かれているか、中心的概念と主体性が互いにどのように関連付けられているか）に焦点を当てると、れいわの言説における「人々」の構築においては、（「障害者や性的マイノリティ、少数民族の問題などの」より限定された多種多様な敵対性の中に見られる）個人的な不満が、「新自由主義エリートが多数派を抑圧している」という中心的かつ包括的な敵対性と噛み合うように、たんに従属的に位置づけられているわけではないことがわかる。れいわの可能性と意義を理解するために、我々はラクラウとムフのポピュリズムの理論化を、民主主義を「ラディカライズ（急進化、根源化）」させるという、現代のグローバル左派諸勢力のより広範なプロジェクトの一部として活用することを提案する(8)。これによって、日本社会においてラディカルな変化を望む人々が抱いている、代議制に対する疑念に対応できる可能性を秘めた、れいわの斬新な左派ポピュリズム応用戦略を明らかにする（9）。まずは、ラクラウとムフの言説理論の重要な概念と、彼らのポピュリズムの概念を整理しよう。

言説、ポピュリズム、ラディカル民主政治

ラクラウとムフのポピュリズムに関する著作は、スペインのポデモスから、ギリシャのシリザ、フランスのラ・フランス・インスミーズに至るまで、2008年以降にヨーロッパで成功した左派政治家や活動家にとっての、事実上のガイドブックとなっている。この左派ポピュリズム政治の最近の波は、（「オキュパイ・ウォールストリート（ウォール街を占拠せよ）」やスペインの「インディグナドス（怒れる人々）」のような）2008年以降の不況下における民衆の抗議行動や「広場での運動」の文脈で理解されなければならない（10）。多くの人々が観察してきたように、民衆の不満を制度化しようとする試みは、概して「ラディカル民主主義の原則を個人的リーダーシップのモデルに結合させる」試みによって、リーダー不在の水平的な願望と伝統的政治への不信に戦略的に適応してきた(11)。「権力集団」を選挙で打ち負かそうとする垂直的代表制による結集方法は、有名な左派ポピュリズム事例の大部分で中心的なものであったため、個人崇拝カルトに対する懸念をめぐって盛んに議論がなされてきた(12)。しかし「多数者(the many)」が「少数者(the few)」を抑圧している状況（13）に反対する人種差別反対運動のような特定の社会的闘争は、左派ポピュリズムのアクターたちによっては、それ自体が敵対性を伴う自律的な取り組みとみなされることが多い。このことは、敵対性に基づくさまざまなタイプの政治が、水平的な自律性へと開かれていることを示している。ラクラウとムフが開発した理論的道具は、これらの形態の政治が同時発生していることの分析を可能とするものであり、政治的現象の詳細な理解を可能とするものである（14）。

まず始めに、我々はポピュリズムを、権力集団やエリート、寡頭政治、エスタブリッシュメントなどさまざまな名で呼ばれる、不当な、あるいは過剰な権力をもつ少数派に対して、劣位の「民衆」を対抗させる独特の政治のあり方として理解したい。どちらの集団も、言説による明確化によって構築されたもの（創出された(interpellated)）ものとして理解され、言葉にされる前にできあがっていた集団としては理解されない(15)。ラクラウとムフのポスト基盤的言説理論によれば、あらゆるシニフィアン（記号）（16）の同一性は、差異の論理(logic of difference)と対等性の論理(logic of equivalence)の相互作用の中で、複数のシニフィアンを関連づ

ける偶発的なプロセスから生じるものと見なされる。記号間の関係を確立する二つの論理は、共通の「他者」に対して多数の記号や要求を結びつけることによって統一性をもたらすか（対等性の論理）、あるいは、それぞれの独自性を主張することによって政治的空間を拡大するか（すなわち、差異の論理）、このいずれかである（17）。これらの論理の相互作用から、それ以上に還元できない敵対性が構築される瞬間に、潜在的に、社会的現実と主体性が確立される（18）。具体的な例を挙げるならば、ポピュリストの言説は、対等化する論理に支配されたものとして、環境保護や賃金上昇、あるいは男女平等賃金を、「エリート」に対する「民衆」の名において、「対等化の連鎖」を通じて（言い換えれば対等性の論理を通じて）明確にし、両者のアイデンティティに特定の意味を与えるかもしれない。これとは対照的に、以前はその他の要求と等価に結ばれていた特定の要求（たとえば、賃上げと環境保護を結びつける「環境にやさしい仕事」）が、企業の代表者たちによって、環境保護への取り組みは必要だがコストがかかると言った、分断的な形で言及されるかもしれない。それによって、「環境にやさしい仕事を」という幅広い不満が不安定化し、その結果、社会的主体が同一化するための新しい（主体的な）立場、たとえば「倫理的消費者」が生まれるのである。このように、言説構造を研究することによって、実現可能な同一化プロセスを明らかにすることができる。その結果、シャンタル・ムフが提唱した左派ポピュリズムは、ある政党や運動による「政治的戦線の構築戦略」として分析することができる。注意すべきは、左派ポピュリズムを「本格的な政治プログラム」と誤解してはならないということである（19）。

われわれは、ある言説における差異の一時的な固定化を、特権化されたシニフィアンを特定することによって検討することができる。これらのいわゆる結節点は、同じ言説の中の他のシニフィアンをあるていど過剰決定し、それらが何でないかの限界を設定する（20）。例えば、リベラリズムにおいては、「自由」という結節点が、「政府(state)」の意味を、個人の自由を保証するもの以外の何物でもないものとする(21)。のちのラクラウのポピュリズムに関する著作は、「民衆」のような「統一的なシニフィアンの代表」を強調している(22)。このような(結節点のサブグループとしての）複数の空虚なシニフィアンは、本質的な欠陥(constitutive lack)を代表することによって、感情投資の的として働くことによって、社会における中核的敵対性と、それに関連する主体性を顕在化させるために、極めて重要なものと見なされている。言い換えれば、ジェンダーの平等のような単一の要求は、もはや孤立した形で明確化されるのではなくて、「民衆の力」のような空虚なシニフィアンの方が、要求の連鎖の中でそれを包み込み、対等な要求の連鎖全体を統一する結節点として支配的な地位に達するのである。その結果として、それは特定の文脈において生じた本質的な欠陥に対する有望な解毒剤として機能する。注意すべきは、これらのシニフィアンの「空虚さ」が生じるのは、これらのシニフィアンが、絶えず拡大し続ける異質な要求の連鎖に部分的な同質性をもたらすにすぎないためだということである。それぞれの要求に違いをもたらす特殊性は、決して完全には解消されない。なぜなら、その要求は必ずしも明確化されないためである（23）。それゆえ、結果としての主体の立場には、個々の要求（ジェンダー平等など）と全体（人々の権力など）との間で分裂が残る。したがって、ある包括的な敵対性（「エリート」に対する「民衆」）にむけて多種多様な要求が表現を通じてどの程度統一されているのかということと、より限定的な敵対性（「レイシスト」に対する「マイノリティ」）にむけて特定の要求がなされ続けるための自律性がどの程度存在するのかを研究することによって、ポピュリスト的な同一化と統一の形態と、その他の

非ポピュリスト的なそれとの、いずれが相対的に優勢なのかを確認することができる。端的に言えば、多様な敵対性の存在と意義を研究することで、左派ポピュリズム戦略の特異性を明らかにすることができるわけである。

現在、欧米では「ポピュリズム・モーメント」の衰退が議論の中心となっている（24）。こうした流れに逆らうように、最近では「左派ポピュリズム」は日本の一部のプログレッシブズの掛け声となっており、最も大きな声でそれを支持しているのは、れいわ新選組の協力者や支持者たちである（25）。次節では2021年10月31日の衆議院選挙までにれいわ新選組の公式ウェブサイトに掲載された選挙演説や、記者会見の記録、出版された書籍、インタビューなどを用いて、れいわの言説において左派ポピュリズム戦略が具体的に応用されていることを明らかにする。

れいわ新選組のポピュリズムの言説構造

2019年4月1日、元俳優から政治家に転身した山本太郎によって、れいわ新選組が結成された。山本は単身の母親と2人の姉とともに、ショービジネスで有名な宝塚で育った。幼い頃から俳優の道に進み、高校は卒業せずに中退した。2011年3月に、東北地方太平洋沖地震と津波、そして福島第一原子力発電所のメルトダウンが起こったのち、山本は日本の原子力利用を厳しく批判するようになった。リスク回避に熱心な芸能界の内部では、こうした批判に対する圧力が急速に高まったため、山本は所属事務所を辞め、反原発運動に全面的に参加することを表明した（26）。2012年の衆議院選挙で敗れた山本は、1年後の参議院選挙において無所属で当選した。任期満了を間近に控えた2019年に、山本は自身の再選を目指すのではなく、さまざまな分野で活躍する9人の活動家とともに政治団体を結成することを決意した。2022年の参議院選挙以来、れいわは日本の二院制国会で（710議席中）8議席を占めている。党では山本が際だって目立っており、現時点では議席数も少ない。しかしれいわの重要性は、その独特で斬新な言説構造と、その結果としての、個人崇拝を超えたアイデンティティ獲得の可能性にある。

れいわの言説における「人々」の開放性とその地位

山本が反原発運動に関わったことは、初期の彼の政治活動を強く規定していたが、「あなたを幸せにしたい」といった重要なスローガンには、れいわ新選組の幅広く開かれた人々中心主義が表れている（27）。2021年衆院選のマニフェストも同じように「あなたの使えるお金を増やし、あなたの負担を減らします」と公約している（28）。これらの例に示唆されているように、集団性はほとんどの場合、「あなた」、「みんな、わたしたち」、「ひと、ひとたち」といった、「虐げられた人々」、「排除された人々」、「政治を諦めたひとたち」などのきわめて曖昧な用語で表現されている。オープンな呼び名を用いることで、前もって抑圧の経験を（例えば原子力産業とその政治的支援者の過失による地域的な放射能汚染のような）単一の領域に限定するようなことや、資本家に対抗するプロレタリアートのような単一の闘争に限定することを、回避しているのである。山本や、渡辺てる子候補、あるいは三井よしふみ候補が「労働者」や、「派遣労働者」、「庶民」、「貧乏人」といった階級的にもみえるシニフィアンを使用しているのは、主語である「人々」の等価的な拡張として理解されねばならない（29）。

投票率が低いために、日本人の大多数は政治的に代表されていないと、あるいは正しく代表されていないとみられているが、このような形での抑圧は選挙政治の問題にとどまるものではない（30）。第一に、「人々」が民族的な線引きや国籍に還元されないという事実は、「この国に生きるすべての人々」に奉仕するという主張によって繰り返し明示されてい

る（３１）。第二に、抑圧されたり排除されたりするのは、選挙に関わる形で組織化されていない経済的貧困層や、失業者、学校中退者、派遣労働者に限ったことではなく、社会を支配する新自由主義の懲罰的・排除的な圧力によって、つねに合格か不合格かを判断され、苦しんでいる人々が潜在的にいる（３２）。このような雰囲気の中で生きるとき、誰もが搾取され、虐待される可能性が常にあるのだと強調することで、開放性が生まれ、「人々」を吸収力のある集団として打ち出すことができる。例えば、教育システムにおける効率性に焦点を当てることで、文化的エリート集団のメンバーさえもが経験している抑圧の形態へと繋がることができる。れいわの2019年の候補だった、東京大学教授でトランス女性のやすとみ歩は、日本社会は長いあいだ彼女が本当の自分として生きることを許さなかった、なぜなら学歴が過度に注目された結果、ただ下を向いて勉強するように強いられたからだ、と言った。彼女は「人々」の開放性がエリートを自認する人々の一部をも取り込んでしまうことを例証している。「この国はそういう〔わたしのような〕学歴エリートによって指導されています。私たちエリートは怯えています。誰かに何かを言われるんじゃないかと思って、怯えています。特に、自分に力を振るうことの出来る人に叱られるのに怯えています」（３３）。要するに、抑圧された人々には、特定の階級とか、民族とか、社会集団といった区別がないことがわかる。それに関しては、政党や組織集団の垣根を越えて、不満を持つ人々を団結させたいという発言や、右でも左でもない（３４）、あるいはフリースタイルだという自己定義が代表的である（３５）。左派ポピュリズムとして分析される他の政党は、「日常的な人々」のニーズに焦点を当てるドイツの左翼党のように、「人々」を広範で漠然とした集団的主体として解釈する点で共通しているが、れいわは「人々」の一部である個人を、文脈に即して主体化しているのである（３６）。

中心的な結節点である「当事者」を経由して、「人々」の中に個人が刻み込まれる。この「当事者」という用語は、ある事柄に直接関わる当事者（例えば集団訴訟の原告）とそうでない者を区別するという、法律主義的・個人主義的な起源を強く持つものであるが、これはマイノリティのセルフ・アドボカシー団体の言説に深く根ざしている（３７）。れいわの言説では「当事者」というシニフィアンは、「愛（３８）」と「カネ」という結節点による過剰な決定を通して、新自由主義的エリートよる抑圧を経験したり、あるいは抑圧されたマイノリティの一員として生きてきたりと、日本社会において多様でそれぞれに深刻な抑圧を経験してきたすべての個人に、主体的な立場を提供している。当事者というシニフィアンは、れいわが多様な抑圧を言葉に表すための潜在的なプラットフォームとして、いかに機能しているかを教えてくれる。「れいわ新選組の存在理由は何か？　当事者です。当事者を送り込むということ。７００人以上いる国会議員、この国会議員、今やその多くが、残念ながら大企業や資本家の、これは代理人と成り下がってしまってます。本来ならば、７００人以上国会議員がいるならば、７００通りの問題を抱えた当事者が国会の中に入れば、問題解決、さらに前に進んでいくんじゃないですか？。・・・当事者でなければわからないこと、決して代弁者では伝えきれないこと、国会の中を多様性で埋め尽くすっていうのが、私は政治のこれからだと思うんです。どうか新しい未来一緒につくっていきませんか？」（３９）。

山本が2019年の参院選で、舩後やすひこと木村英子という重度の障害を持つ２人を参議院選候補者名簿の特別枠にのせ、最終的に自身が落選したことは、当事者の解放の重要性を示している。一人一人が日本社会の何らかの機能不全の専門家であるところの「当事者」の地位向上は、れいわの言説における解放の約束である（４０）。支配的なポピュリストの対等化論理の中で、それと生産的に共存するラディカル・デモクラシーへの開放

性は明らかである。後に議論するが、山本が有名なリーダーだからポピュリズムなのだという見方には限界がある。主体的な立場としては、リーダーの下での完全な結集（真の当事者の意思を完全に代表しえない状況）を防ぐために、これが重要なのである。この自律性によって、さまざまな要求や闘争がそれぞれの敵対性を持って、権力をもったエリートに対する抑圧された人々の統一的な敵対性の中に刻み込まれるのである。以下では、「権力者」に対抗する「人々」という構図が、抑圧的な多数派にたいしてマイノリティを奮起させる敵対性によって、どのように補完されるかを説明する。

敵対性（複数形）・「大多数」と「少数」のための愛とカネ

湯川れい子はソングライターであり、文化評論家であり、またれいわのサポーターでもある。彼女の次の発言は、日本社会におけるポピュリズムの重要な断層に関するれいわ関係者たちの認識を示す、模範的なものである。彼女によれば、権力が権力と癒着し、権力だけを守ってきた結果が、今の日本である（41）。観察される、様々なエリートに対する強烈な批判意識（42）は、民間企業や銀行、メディア、時には労働組合などの集団や個人のつながりの中にも見られ（43）、「既得権者」や「権力を握っている人たち、権力側」といったシニフィアンにも現れている（44）。これは日本社会における搾取的な状況から利益を得ているすべての者を指す言葉である。「エリート」は、「我々の縄張りに入ってくるな」と、政治の参入障壁を高くして、「普通の人」が選挙に出ることを不可能にしている、とされる（45）。新自由主義は、現在のエリートたちを緊縮財政と生産性のドグマに固執させ、「人々」に苦痛しかもたらさず、自殺に追い込むことさえある、覇権的イデオロギーとみなされている。この覇権的な新自由主義の説明から、愛とカネという2つの結節点が、あらゆる対立関係を決定するものとして浮かび上がってくる。緊縮が貨幣退蔵の原因であり、覇権的な新自由主義に伴う自己責任の言説は愛の退蔵の原因である。つねに自己責任が唱えられることで、個人の孤立と高い自殺率がもたらされたとみられる（46）。

れいわ関係者の要求は全て、「人々」の利益のために、この愛とカネの欠如を解決することを中心に据えている。より拡張的で積極的な政府は、それが過去の行動によって引き起こした問題に対する責任を負い、金輪際人々を「野垂れ死に」させないよう求められる（47）。対等化の論理は全ての要求を、現状からのラディカルな脱却として理解される「やさしい社会」の創造ための、より広範なプロジェクトの一部として結びつける（48）。二つの国政選挙の中心的要求である消費税廃止が、経済停滞に対する不可欠の技術的解決策としてだけでなく、新自由主義的エリートや覇権的慣行に対するより広範な攻撃の一部としても明確に表現されていることを見れば、権力集団に逆らう要求をするというポピュリストの対等化論理は明確である。利己的なエリートである政治家は、カネと票にしか興味がなく、カネで買われる存在とされる。資本家や大企業に属する人々から安定的に票を得るために、長期政権を維持する自民党は法人税増税を控え、むしろ消費税増税という形で弱者から搾り取っているとされる（49）。税制や、政府債務、政府支出の仕組みを「当たり前の事実」として、現代貨幣理論（MMT）の観点から見れば、消費税増税は金持ちをより金持ちにするための意図的な決定であり、幅広い人々の購買力を高めるなどの代替案を避けるための決定ということになる（50）。このように説明される対等性の連鎖は、上と下の関係としてある共通の「他者」に向けられたものであるが、それが一部の候補者にとってはそれほど重要ではない。そのことは興味深いことである。

何人かの候補者は、当事者としての自らのアイデンティティを通じて、れいわのいう「人々」につながる。時には、彼らはポピュリズムの対等性の連鎖の中で要求を結びつけるだけでなく、強いマジョリティに対して弱いマイノリティを奮起させる敵対性を追加して、さまざまな形態の支配に対抗する特定集団の権利というラディカル民主主義の論理を、より広範なプロジェクトと結びつけてゆく。仏教系の宗教団体である創価学会の沖縄支部会員で、2019年の候補者であった野原よしまさもその一例である。彼は一方で、創価学会と親密な政治団体である公明党を、大衆の声に耳を傾けることを忘れ、「権力のうま味」に屈し、「民衆を弾圧するような法案」の共犯者になったと批判した。また他方では、日本で最も貧しい県である沖縄からの、米軍基地の移設を求める彼の中心的な要求は、多数者の無関心が少数者を抑圧していることと、少数者の権利擁護の必要性を主張することによって、対等性の連鎖に刻まれている。野原は集会で、「多数のエゴで弱い立場の人を犠牲にするのが民主主義なのか」と問いかけた（51）。環境保護活動家の辻村ちひろも同様に、日本社会は豊かさと多数派の快適さのために、少数派を傷つける社会だと見ている。彼は長崎県の石木ダムの例を挙げる。小さな村々からの抗議にもかかわらず、石木ダムは近隣都市の電力需要を満たすために建設されたのである（52）。

こうして明らかなように、対立は「人々」と「権力集団」との戦いには還元されない。すなわちムフが言うところの意味での、平等を求める闘いとして理解される、多種多様な民主主義的闘争のための自律性の余地が、そこに現れてくるのである。もちろん悪意を持って行動するのはエリートだけであり、「多数派」はおおかた無自覚に抑圧に加担したものと理解されている。したがって、れいわのアクティビズムとラディカルなビジョンは、自身を苦しめている抑圧の形態に対する解放のプロジェクトであると同時に、抑圧的な関係に加担していることを暴露する教育的プロジェクトとしても機能しうる。それによって、れいわは拡大する集団を、中心的指導者との垂直的な代表関係に組み込みつつも、自己変革を重視する日本の「新左翼」の考え方に基づいていると言える（53）。次の章では、リーダー中心主義（代表制）と、ラディカル・デモクラシー政治における自律性とが同時に発生し、そこに葛藤が生じていることについて、より深く掘り下げていこう。

れいわにおける代表性と自律性（54）

ボランティア活動と投票意思を結集するための、言説的に実行可能な同一化プロセスは、リーダー中心の同一化形態と、プロジェクト全体のより広い構造（党名）を空虚な記号の地位に高めるような同一化形態との間で、揺れ動いているものである。2021年の衆議院選挙を前にした渡辺てる子候補の熱烈な訴えは、空虚な記号としての山本の地位を象徴している。彼女はこう訴えた。「今までにない方法。今までにない目的。それを山本太郎がまず1人で始めた。だけれども、今はこれだけ多くの人が志を同じくして集まっている。これって、まさに革命だよね？こんなに、こんなに手づくりで誰もがやってこれなかったことを、まず山本太郎が1人でやろうとした。だけれども、「山本太郎を1人にしておけない。いや、自分こそが次の山本太郎になるんだ。（ママ）」と。その思いで、みんな、れいわ新選組をつくってくれましたね？」（55）。言い換えれば、山本太郎という名前は、日本社会における愛とカネの欠乏を解消するシンボルとして、潜在的に機能しているのである。しかしながら我々が論じるところでは、「人々」は、そして「人々」の代表組織としてのれいわは（すなわち当事者の集まりとしてのれいわは）愛とカネの欠乏という危機の結びつきのなかで、同じような空虚な左派として出現した。2019年の候補者であるはすいけ透は、各候補者が（そして各支持者）が主張できる自律性を反映し

た次のような発言をしている。「私たちは本当に、自由に、ゆるく繋がっています。皆様を幸せにするために、ゆるく1本の線で繋がっております。山本太郎に「絶対服従」なんかしません。そんな、どっか、どっかの党とは違います。我々はまだ団体ですけれども、ゆるい繋がりで皆さんを幸せにするために頑張る。その一点です」（56）。しかし、2019年の参議院選挙から2021年の衆議院選挙までの組織の実践は、幸福を分配する政治のポピュリスト版と、ラディカル・デモクラシー版との間の緊張を示している。

党内で議決権を持つのは選ばれた数人だけであるため、党内組織のプロセスについて公開されている事例はほとんどない（57）。それにもかかわらず、2020年の「大西つねき事件」は、この限られたサークルで繰り広げられる代表制と自律性との緊張関係を明らかにした。2019年の参院選後、ユーチューブで多くのコンテンツを制作している元JPモルガン社員の大西つねき候補が、動画の中で、高齢者の延命は何がなんでもやる価値があるのか、社会は考えるべきだと発言した。山本は、れいわが目指す「やり直しがきく寛容な社会」の実現を掲げ、大西の除名を躊躇した（58）。障害者差別に反対する当事者である木村英子議員が抗議したことで（59）、山本は無神経さを謝罪し、最終的に大西を党から外すという集団的決定を行うこととなった（60）。これは、特定のグループ（身体障害者）のラディカル・デモクラシー的な自律性という観点から表現された闘争が、あらゆる闘争をひとつの共通の相手に対するものにまとめようという代表の意思を凌駕したようにも見えた。だが、野原よしまさはまもなく、れいわ内部の中央集権的な意思決定プロセスに不満を示し、それを「ブラックボックス」と呼んで、れいわから離脱した（61）。彼の離党と大西の排除は、れいわの言説構造を組織的実践に移すさいに生じる問題を、すでに党の初期段階において例示している。こうした困難があったものの、われわれが主張したいのは、個人を重視する選挙文脈のなかでも、ここまで説明してきた言説構造によって、れいわ全体に対する支持が構築できたということである。

れいわの選挙結果を振り返ると、獲得票を山本の個人票に限定するのは、還元主義（62）だと思われる。2019年の参院選と2021年の衆院選の投票方法の違いから、よりニュアンスの異なる図式が見えてくる。どちらの選挙も、小選挙区比例代表並立制の下で行われる。いずれの選挙でも、有権者が受け取る2枚の投票用紙には、手書きで名前を記入することに注意が必要である。また、党首の名前を書くことは必ずしも可能ではない。参院選の非拘束名簿式比例代表制では、有権者は山本氏の名前か、政党名か、政党リストに記載されている他の候補者の名前を記入することができた。しかし衆院選の拘束名簿式比例代表制では、手書きの政党名しか有効投票とみなされない。2019年の参院選の比例投票では、山本の名前ではなく政党名を書いた人がやや多かった（63）。しかし、2021年の衆議院選挙では、左派リベラル野党間の選挙協力によっても、山本を1人区統一立候補にすることができなかったため、山本のネームパワーが損なわれる懸念が生じた。結局は、この懸念は現実のものとならず、れいわは党名に頼るだけで、2019年とほぼ同数の票を獲得したのであったが（64）。この観察結果は、リーダーの名前よりもグループ名が、対等主義的な要求の連鎖全体にわたって、代表的機能を果たすに至ったことを示唆している。このことから、マジョリティが受ける抑圧と、マイノリティが受ける抑圧という、両方の主体的立場を包含する「人々」という集合的シニフィアンの開放性が、重要であったと結論づけられる。

結論・破壊的な潜在力

本稿は、日本初の左派ポピュリスト政党と、そのカリスマ的で著名なリーダー山本太郎の、統合的象徴としての役割について、言説理論の観点から新たな洞察を提供するものである（65）。結果として示されたのは、「あなた」や「みんな」、「わたしたち」、「人」、「人たち」として示される「人々」というシニフィアンが、れいわ新選組の言説において中心的な位置を占めていることである。党の公式文書や山本代表の言説は主に、新自由主義的な体制に抑圧された負け組としての「民衆」に訴えかける、ポピュリスト的な対等化論理によって特徴づけられるが、（何かに苦しめられたり、直に関わったりしている）「当事者」という結節点と、その主体的地位によって、「民衆」対「権力集団」という二分法よりも、より限定された敵対性を組込むことができる。「マジョリティ」によって「マイノリティ」が抑圧されることは、様々な敵対性によって描かれるが、それがグループの言説と結びつけられる。当事者というシニフィアンの統合と、闘争の水平的自律性の支持は、左派ポピュリズム戦略の文脈に特化した実践例を示しており、れいわが単なる個人崇拝カルトであるというレッテル貼りが還元主義に過ぎないことを暴露している。れいわ新選組の破壊的な潜在力は、日本社会に立ち現れる様々な不満を柔軟に統合する能力と、多種多様な社会闘争との安定したつながりを構築する能力との、その両方によるものである。加えて、多種多様に定義された集団を中心的リーダー像の周りに持続可能なかたちで統合できるような組織の行動様式を見出すことは、今後も課題であり続けるだろう。

れいわにおける「人々」の多様性は、他の左派ポピュリズム政党においても似たようなものが見られるが、経済に関係しない抑圧の形態を、「愛」のような結節点のまわりに結集させうる開放性は、より詳細な検証を必要とする。「愛」や「幸せ」、「やさしい社会」といったシニフィアンの使用は、日本の急進左派が以前の戦闘性から転向し、「たのしげな抗議（fun disruption）」へとシフトしたことの副産物である。一方、れいわの代表政治の焦点は、「日常性」の変革や、主流社会の制約から解放された空間の創造に焦点を当てた、先行するラディカリズムとは明らかに一線を画している（66）。こうした言説の特徴についてより広く考察することで、例えば、これまでの男性化された形の左派ポピュリズム政治と、生産性に重きをおく新自由主義的に対する対抗的言説としての、思いやりや共感といった実現可能な代案を、批判的に分析することができる（67）。反エリートと反マジョリティの要求を統合するれいわの具体的な方法は、しばしばこの点が掛けていると批判されている他地域の左派ポピュリズム現象にとって、興味深い研究材料となろう（68）。

注

（1）Horie Takashi, Tanaka Hikaru, and Tanno Kiyoto, “Introduction: Post-FukushimaSocial Movements in Japan. An Overview,” in Amorphous Dissent: Post-Fukushima Social Movements in Japan, ed. Horie Takashi, Tanaka Hikaru, and Tanno Kiyoto (Tokyo: Trans Pacific Press, 2021), 1–25; Alexander James Brown, Anti-Nuclear Protest in Post-Fukushima Tokyo: Power Struggles (London: Taylor & Francis, 2018).

（2）Phillip Y. Lipscy and Ethan Scheiner, "Japan under the DPJ: The Paradox of Political Change without Policy Change," Journal of East Asian Studies 12, no.3 (2012):311-22.

（3）Leonard J. Schoppa, “Neoliberal Economic Policy Preferences of the ‘New Left’: Home-Grown or an Anglo-American Import?” in The Left in the Shaping of Japanese Democracy, ed. J. A. A. Stockwin, Rikki Kersten, and David Williams (New York: Routledge, 2006), 103–25; Myles Carroll, “From Nationalist Communitarianism to Fragmentary Neoliberalism: Japan’s Crisis of Social Reproduction,” Capital & Class 43, no. 4 (2019): 637–52.

（4）第二次安倍晋三政権（2012〜2020年）以降、自民党がドグマティックな新自由主義的綱領を打ち出すことを避けてきたことへの反動として、れいわは主に、小泉純一郎元首相（2001〜2006年）やその側近である竹中平蔵など、日本の歴史において新自由主義イデオロギーの最も明確な体現者と敵対することに依拠している。地域政党である大阪維新の会とその全国的な子孫は、支配的な新自由主義イデオロギーを先鋭化させる現代の勢力として特定され、敵対性の的となっている。

（5）木下ちがや「「山本太郎現象」を読み解くポピュリズムは「民主主義とファシズムの坩堝」である」『論座』、2019年6月5日、https://webronza.asahi.com/politics/articles/2019060400004.html.

（6）吉田徹「ポピュリズムとなかまたち——山本太郎はひとりなのか」『群像』74、2019年10月号、228–37; 石戸諭・中島岳志「「山本太郎現象」と左派ポピュリズム」『金曜日』27（2019): 46–53.

（7）訳注： ラクラウとムフの著作は邦訳されている。エルネスト・ラクラウ『ポピュリズムの理性』（澤里岳史・河村一郎訳、明石書店、2018年）、シャンタル・ムフ『左派ポピュリズムのために』（山本圭・塩田潤訳、明石書店、2018年）。

（8）Seongcheol Kim, “Radical Democracy and Left Populism after the Squares: ‘Social Movement’ (Ukraine), Podemos (Spain), and the Question of Organization,” Contemporary Political Theory 19, no. 2 (2020): 211.

（9）1960年代と1970年代の「新左翼」の信奉者も、1990年代以降の反プレカリアートや反原発のデモ参加者も、代議制民主主義や中央集権的リーダーシップに対する懐疑を共有していた。See Ando Takemasa, Japan’s New Left Movements: Legacies for Civil Society (New York: Routledge, 2014), 65–66; Brown, Anti-Nuclear Protest in Post-Fukushima Tokyo, 124–25, 164.

（10）日本では2011年、新宿駅東口の「原発やめろ広場」において、原発事故後の「広場モーメント」があった。

（11）Marco Damiani, Populist Radical Left Parties in Western Europe (New York：Routledge, 2020), 171.

（12）Benjamin Arditi, "Populism Is Hegemony Is Politics? Ernesto Laclau’s Theory of Populism," in The Palgrave Handbook of Populism, ed. Michael Oswald (Cham UK: Springer International, 2022), 53.Michael Oswald (Cham, UK: Springer International, 2022), 53.

（13）左派ポピュリズムは、次の段落で説明されるように、少数のエリート(the few)が多数の人々(the many)を支配している状況において多数の人々の側に立つが、本稿ではこれに加えて、多数の人々(the many)が、障害者や性的マイノリティ、少数民族など(the few)をしばしば無意識に抑圧している状況が問題にされている。後者の観点は著者の同僚であるSeongcheol Kimが、後述される差異の論理(logic of difference)を拡張させたものである。著者はこれに基づいて、れいわ新選組における、山本太郎を代表とする垂直的な構造と、少数派の当事者を「代表」とする水平的な構造との融合を説明している。

（14）詳細については、Kim, “Radical Democracy and Left Populism…”を参照されたい。

（15）Ernesto Laclau, On Populist Reason (London: Verso, 2007), 72-73.

（16）訳注： 英語版の原文ではsiginifierであったが、これはフランス語のsignifiantを英語に直したものであり、何かを指し示す記号を意味する。ここではシニフィアンと訳す。なおシニフィアンの対義語はシニフィエ(signifié)である。

（17）Ernesto Laclau and Chantal Mouffe, Hegemony and Socialist Strategy：Towards a Radical Democratic Politics, 2nd ed. (1985; London: Verso, 2001), 130.

（18）David Howarth and Yannis Stavrakakis, “Introducing Discourse Theory and Political Analysis,” in Discourse Theory and Political Analysis: Identities, Hegemonies and Social Change, ed. David Howarth, Aletta Norval, and Yannis Stavrakakis (Manchester, UK: Manchester University Press, 2000), 3, 9–10.

（19）Chantal Mouffe, For a Left Populism (London: Verso, 2018), 80.
（20）Laclau and Mouffe, Hegemony and Socialist Strategy, 112.
（21）Benjamin de Cleen and Yannis Stavrakakis, "Distinctions and Articulations : A Discourse Theoretical Framework for the Study of Populism and Nationalism,"Javnost-The Public 24, no.4 (2017):306.
（22）Kim, “Radical Democracy and Left Populism…”, 216-17.
（23）Laclau, On Populist Reason, 40, 139, 152-53.
（24）George Hoare, "Moral Minoritarianism from Ashes of Left Populism," Damage, 13 January 2021, https://damagemag.com/2021/01/13/moral-minoritarianism-from-the-ashes-of-left-populism/2021； Giorgos Venizelos and Yannis Stavrakakis, "Left-Populism Is Down but Not Out", Jacobin, 22 March 2020, https://jacobinmag.com/2020/03/eft-populism-political-strategy-class-power.
（25）最も重要な例は経済学者の松尾匡である。参照： 松尾匡『左翼の逆襲：社会破壊に屈しないための経済学』（講談社、2020年）。
（26）Arita Eriko, “Taro Yamamoto: Actor in the Spotlight of Japan’s Antinuke Movement,” Japan Times, 4 May 2012, https://www.japantimes.co.jp/life/2012/03/04/people/actor-in-the-spotlight-of-japans-antinuke-movement/?utm_source=pocket_mylist.
（27）山本太郎・木村元彦・雨宮処凛『#あなたを幸せにしたいんだ 山本太郎とれいわ新選組』集英社、2019
（28）れいわ新選組「2021年 衆議院選挙マニフェスト れいわニューディール」https://reiwa-shinsengumi.com/reiwa_newdeal/total/ (last accessed 30 December 2021).
（29）渡辺てる子 【動画&文字起こし全文】比例はれいわ祭！ In 新宿駅南口バスタ前 山本太郎代表（東京比例）×渡辺てる子（東京比例） / ゲスト：北原みのり・湯川れい子・佐藤タイジ（MC）・須藤元気、2021年10月30日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/10714/
（30）山本太郎 【動画&文字起こし全文】比例はれいわ祭！ In 新宿駅南口バスタ前 山本太郎代表（東京比例）×渡辺てる子（東京比例） / ゲスト：北原みのり・湯川れい子・佐藤タイジ（MC）・須藤元気、2021年10月30日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/10714/.
（31）山本太郎 【街宣動画・文字起こし全文】山本太郎代表×都議選 足立区 末武あすなろ（れいわ新選組公認 東京都議会議員候補）2021年6月28日 綾瀬駅西口、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/6993/.
（32）木村英子 【動画&文字起こし全文】木村英子候補（比例代表・特定枠2）記者会見 2019年6月28日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/905/.
（33）やすとみ歩 【動画&文字起こし全文】れいわ新選組街頭演説会19.7.5 新橋駅SL広場、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/501/.
（34）Yamamoto Tarō, “Seitō ya dantai o koete fuman ga aru hitotachi o atsumetai,” Posse 20, no. 9 (2013): 102–105.（山本太郎 「雇用問題、ブラック企業問題を国会で追及しますー」『POSSE』(2013年9月25日)
（35）山本太郎「<インタビュー> 仁義なき戦いをしかける」『ニューズウィーク日本版』1667 (2019年11月)：pp. 30-.
（36）Dan Hough and Dan Keith, “The German Left Party: A Case of Pragmatic Populism,” in The Populist Radical Left in Europe, ed. Giorgos Katsambekis and Alexandros Kioupkiolis (New York: Routledge, 2019), 137.
（37）Mark McLelland, “The Role of the ‘tōjisha’ in Current Debates about Sexual Minority Rights in Japan,” Japanese Studies 29, no. 2 (2009): 193–207.
（38）訳注：「愛(love)」は実際のところ、れいわ新選組の演説等で直接的に言及されることは少ないが、れいわ新選組の思想においては重要なキーワードと言える。「愛」に直接言及したものとしては、2021年10月26日のスピーチバナーがある。引用、「国からDVされているような25年間を過ごしてきた。今、この国に一番足りないのは、この国の政治に足りないのは、人々を慮る気持ち。愛がないんです。そして、国が積極的に財政を出していく。愛と金が足りていない国に、心を持った人間を1人でも国会に送り込んでいただきたい」。出典、「[スピーチバナー] 愛と金が足りていない国 | 山本太郎」、https://reiwa-shinsengumi.com/speechbanner2021/10046/。
（39）山本、上掲、新宿駅、2021年10月30日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/10714/.
（40）山本太郎【動画&文字起こし全文】れいわ新選組街頭演説会19.7.4 東京・JR秋葉原駅電気街口前、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/328/.
（41）山本、上掲、新宿駅、2021年10月30日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/10714/.
（42）吉田、上掲、「ポピュリズムとなかまたち」230.
（43）山本、上掲、「仁義なき戦いをしかける」29.
（44）Yamamoto, “Seitō ya dantai o koete fuman ga aru hitotachi o atsumetai,” 102.

（45）山本、上掲、秋葉原駅、2019年7月4日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/328/.
（46）奥田知志・山本太郎「山本太郎代表、NPO法人「抱樸」理事長の奥田知志さんに逢いにゆく」『金曜日』(2019年11月28日)：22.
（47）れいわ新選組【字幕入り動画&文字起こし】政見放送・れいわ新選組代表 山本太郎、2019年7月10日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/851/.
（48）れいわ新選組「れいわ新選組機関誌」第71号、https://reiwa-shinsengumi.com/flier/ (last accessed 30 December 2021).
（49）山本、新宿駅、2021年10月30日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/10714/.
（50）山本、新橋駅、2019年7月5日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/501/.
（51）山本、秋葉原駅、2019年7月4日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/328/.
（52）辻村、新橋駅、2019年7月5日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/501/.
（53）Ando, Japan's New Left Movements, 14.
（54）本節において、カギ括弧にくくられている引用文は、れいわのホームページから演説等の文字起こしの一部をコピー&ペーストしたものである。
（55）渡辺、新宿駅、2021年10月30日、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/10714/.
（56）はすいけ透、【動画&文字起こし全文】「れいわ祭」19.7.12 東京・品川駅港南口、https://reiwa-shinsengumi.com/activity/1372/.
（57）現在の党規約では、党の構成員は選挙で選ばれた国会議員と代表によって重要とみなされ、総会で承認された者となっているが、それは結局は党員に限られる。See https://reiwa-shinsengumi.com/determination/.
（58）れいわ新選組「大西つねき氏の動画内での発言について」、2020年7月7日、https://reiwa-shinsengumi.com/reiwanews/5074/.
（59）木村英子「大西つねき氏の「命の選別」発言について」、2020年7月7日、https://eiko-kimura.jp/2020/07/15/activity/1053/.
（60）朝日新聞「れいわ山本代表「おわび」 命の選別発言のメンバー除籍」、2019年7月16日、https://www.asahi.com/articles/ASN7J7R9ZN7JUTFK012.html.
（61）野原よしまさツイート、Twitter, @victory51565059, 26 July 2020, 11:23 A.M. (JST).
（62）訳注： 本稿での「還元主義」は、事柄をひとつの原因で単純化して説明しようとする姿勢を指している。
（63）参照、総務省「選挙関連資料」、https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin25/index.html.
（64）参照、総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」https://www.soumu.go.jp/main_content/000776531.pdf.
（65）「中心の薄弱なイデオロギー」としてのアプローチに従ったポピュリズム分析については、次を参照：Axel Klein, “Is There Left Populism in Japan? The Case of Reiwa Shinsengumi,” The Asia-Pacific Journal: Japan Focus 18, no. 1 (2020), https://apjjf.org/2020/10/Klein.html.
（66）Horie et al., “Introduction,” 2–5; Ando, Japan's New Left Movements; Brown, Anti-Nuclear Protest in Post-Fukushima Tokyo.
（67）Paloma Caravantes, “New Versus Old Politics in Podemos: Feminization and Masculinized Party Discourse,” Men and Masculinities 22, no. 3 (2019): 465–90.
（68）Hoare, “Moral Minoritarianism from the Ashes of Left Populism.”

〔奥付〕

MINIKOMI: AUSTRIAN JOURNAL OF JAPANESE STUDIES
URL: https://journals.univie.ac.at/index.php/aaj
ISSN (print): 2706-7424 | ISSN (online): 2706-7432
Publischer | Medieninhaber: Akademischer Arbeitskreis Japan (ZVR 168875489)
Print | Hersteller: Riegelnik Ges.m.b.H, Neustiftgasse 12, 1070 Wien, Österreich

Number | Nummer: 90
Issue Editor | Ausgaben-Redaktion: Andreas Eder-Ramsauer & Anna Linder
doi range: 10.25365/aaj-2025-90-00 ~15
© 2025, Vienna, Austria

AKADEMISCHER ARBEITSKREIS JAPAN
Österreichische Japangesellschaft für Wissenschaft und Kunst
Austrian Japan-Society for Science and Art
墺日学術交流会
Akademischer Arbeitskreis Japan - AAJ (ZVR 168875489)
Vereinszweck: Pflege und Förderung der Japanforschung sowie deren Publikation
Contact | Kontakt: +43 1 4277 43801 | aaj.ostasien@univie.ac.at | www.aaj.at
Address | Adresse: Department of East Asian Studies - Japanese Studies,
Spitalgasse 2, Hof 2.4, 1090 Vienna, Austria
Bank account: Österreich: Bank Austria, IBAN: AT32 1200 0006 0342 6800 BIC: BKAUATWW
Japan: Mizuho Ginkō, (BLZ 516), Kto.Nr.: 1413005

MINIKOMI

ミニコミ

AUSTRIAN JOURNAL OF JAPANESE STUDIES

【特集】

今こそ民主的な未来

九十